

新しい中小企業施策について

～令和元年度 中小企業施策の要点～

令和元年7月

中国経済産業局 中小企業課

日本は少子高齢化・人口減少に直面

**こうした中で、中小企業・小規模事業者は
3つの大きな構造変化に直面**

① 経営者の高齢化

② 人手不足

③ 人口減少による弱い内需と過疎化

構造変化①「経営者の高齢化」その1

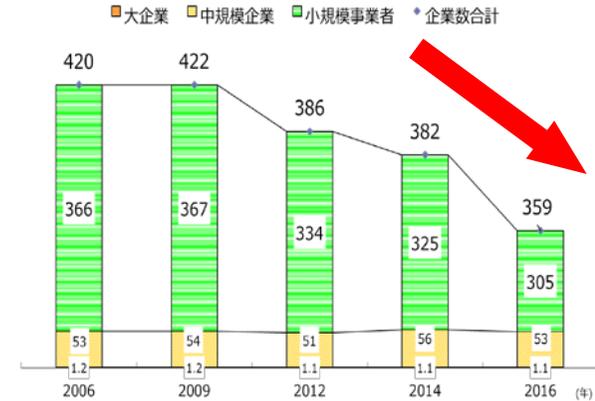
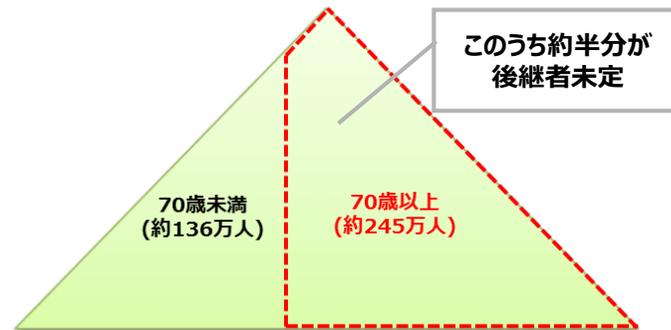
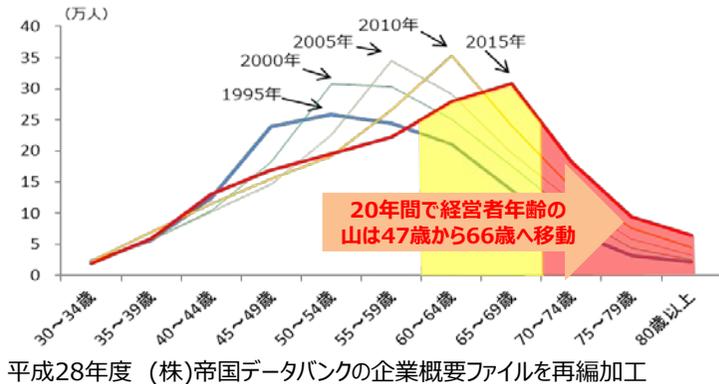
- 今後10年の間に、70歳(平均引退年齢)を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人となり、うち約半数の**127万(日本企業全体の1/3)**が後継者未定。
- 現状を放置すると、中小企業廃業の急増により、**2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われる可能性**※。

※2025年までに経営者が70歳を越える法人の31%、個人事業者の65%が廃業すると仮定。雇用者は2009年から2014年までの間に廃業した中小企業で雇用されていた従業員数の平均値(5.13人)、付加価値は2011年度における法人・個人事業主1者あたりの付加価値をそれぞれ使用(法人：6,065万円、個人：526万円)。

中小企業の経営者年齢の分布(法人)

中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢

企業数が減少



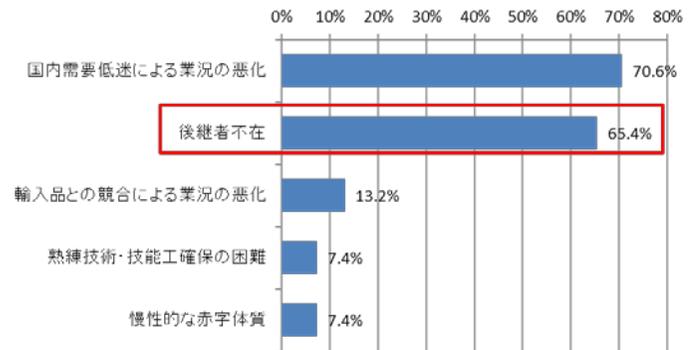
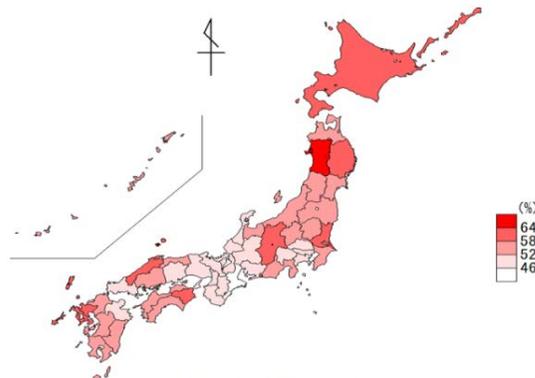
平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

- 特に地方において、事業承継問題は深刻。事業承継問題の解決なくして、**地方経済の再生・持続的発展なし**。

特に地方において経営者の高齢化は深刻 60歳以上の経営者割合(法人)

全国各地の産地において後継者不在による倒産・廃業が進展 産地における倒産・廃業の理由(複数回答)

1	秋田県	66.7%
2	島根県	62.8%
3	佐賀県	60.9%
4	北海道	60.3%
5	茨城県	58.9%



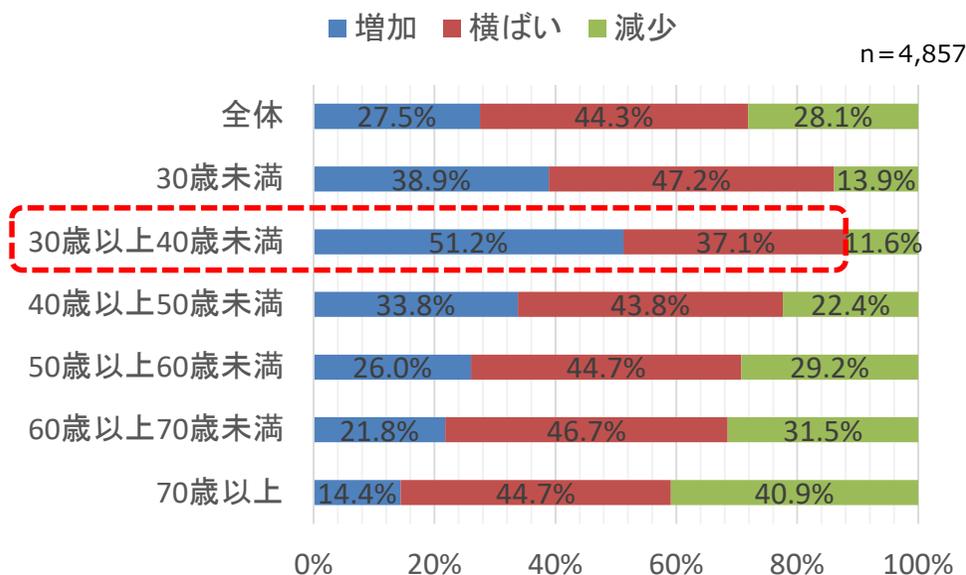
(出典)東京商工リサーチのデータを再編・加工
※3年以上財務情報があり、黒字の企業におけるデータ

(出典)日本総研株式会社委託調査
※全国578の産地を対象にし、263の産地(西陣織 益子焼、川口鋳物等)からの回答を元に調査。

構造変化①「経営者の高齢化」その2

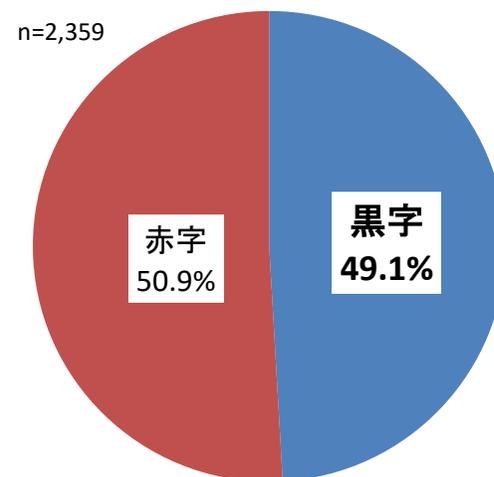
- **経営者が若返る**ことにより、企業活力が向上し、**生産性向上につながり得る**。例えば、若い経営者層では、売上高が増加する傾向。
- **廃業企業の中にも、黒字企業は半数**存在。
また、売上高が大きく、地域の中核になっているような企業も、後継者難に直面。

図1 経営者年齢層毎の売上高



(資料) 平成27年度 中小企業庁委託調査

図2 休廃業企業における経常黒字比率

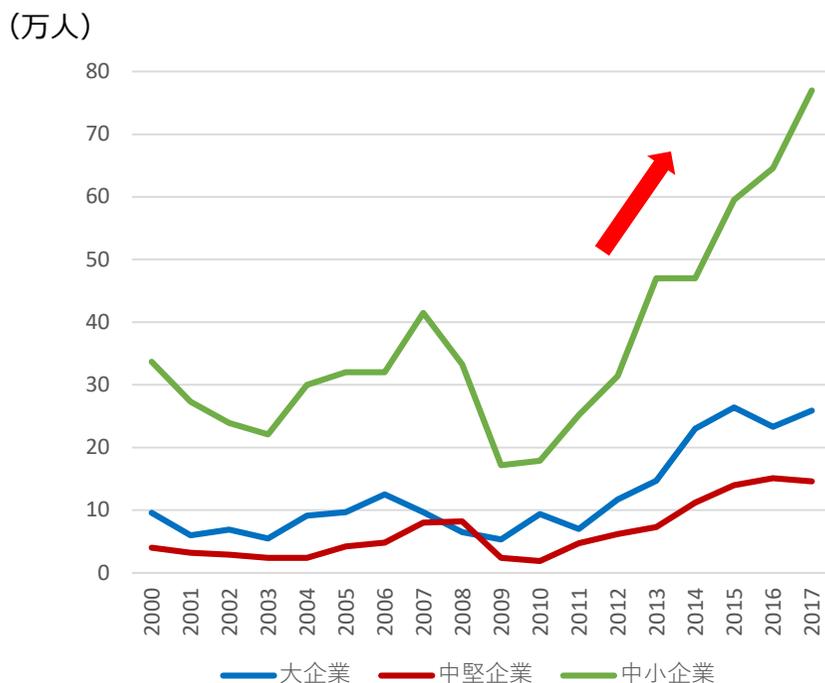


(資料) 平成28年度 東京商工リサーチ調査を再編・加工

構造変化②「人手不足」その1

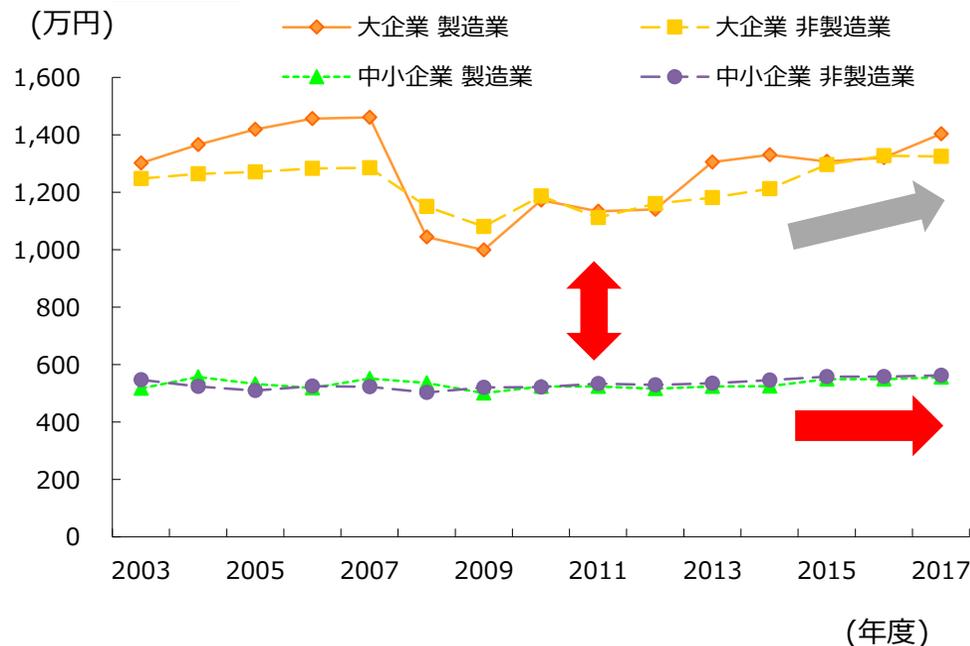
- 1995年をピークに生産年齢人口は減少の一途。
- 女性や高齢者の就業率は上昇しているものの、特に中小企業は過去最高水準の人手不足に直面しており、70万人超の人手不足が発生、更に拡大。
- 人手不足の中にあっては生産性向上が急務であるが、中小企業の生産性は、大企業と比較して低く、改善もしていない。

図1 未充足求人数（人手不足数）の推移



※各年度の数値は、6月末時点のもの。
 (資料) 厚生労働省「雇用動向調査」

図2 企業規模別の労働生産性の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。
 2.平成18年度調査以前は付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋従業員給与＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

構造変化②「人手不足」その2

- 人手不足解消には、生産性向上につながる設備投資が必要不可欠。
- 足下では設備老朽化等を背景とした維持・更新投資が中心だが、**生産性向上につながる前向きな投資をより一層促進していく必要。**

図1 中小企業の設備投資

(兆円・後方4四半期平均)

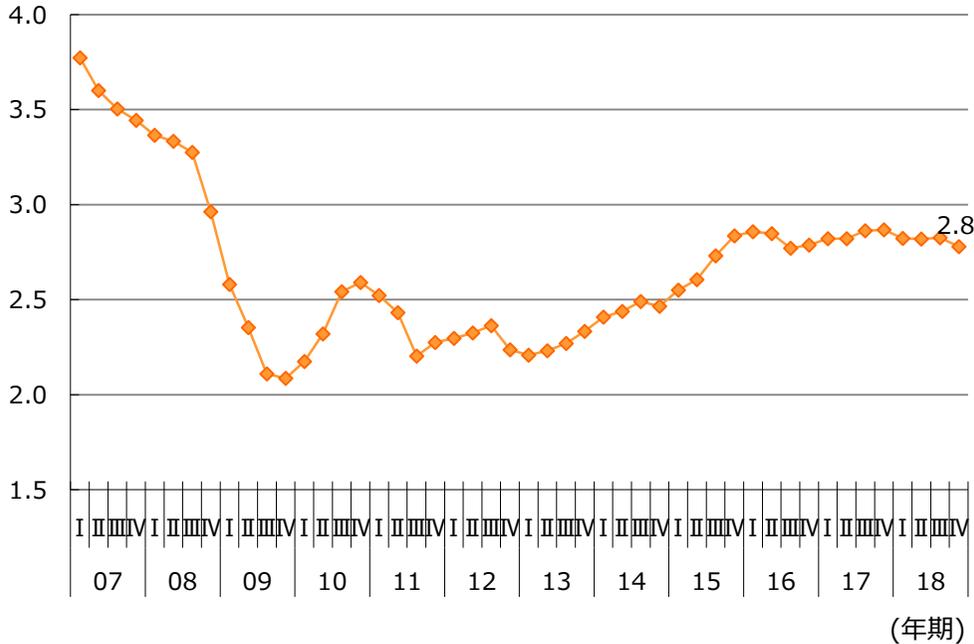


図2 中小企業の設備投資目的

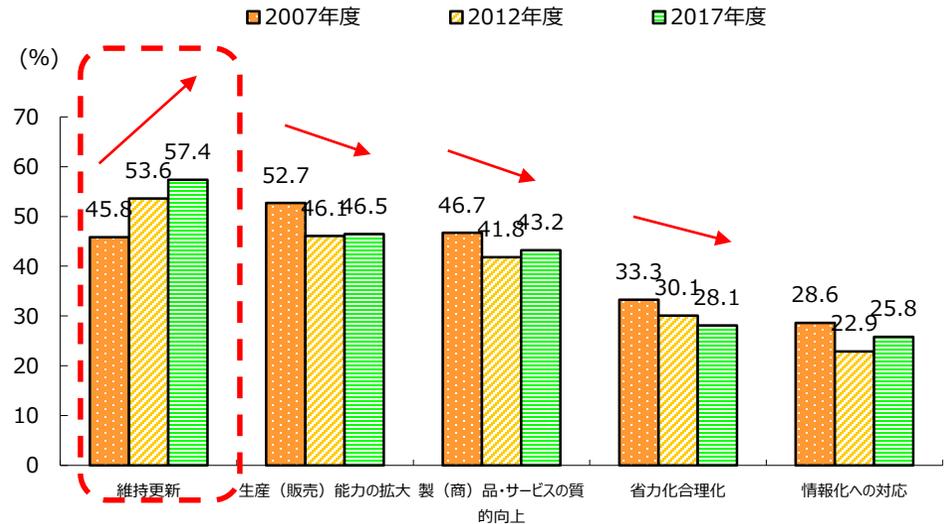


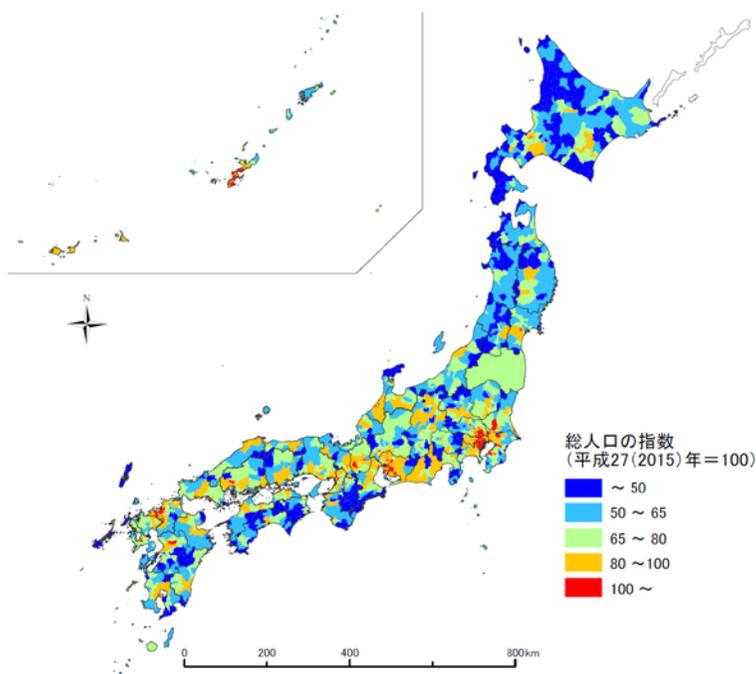
図1：財務省「法人企業統計調査季報」

図2：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」(注)2017年度の上位5項目を抜粋している。

構造変化③「人口減少による弱い内需と過疎化」

- 既に南関東以外の地域で人口が減少。更に**2020～2025年以降**、南関東も含む**日本全地域において人口が減少する見通し**。
- 対個人サービスをはじめとする**サービス業の労働生産性は、人口密度に左右**される傾向。
- 内需が弱い中において海外需要の獲得も重要であるが、中小企業の**輸出企業割合は、諸外国と比べて低い**。

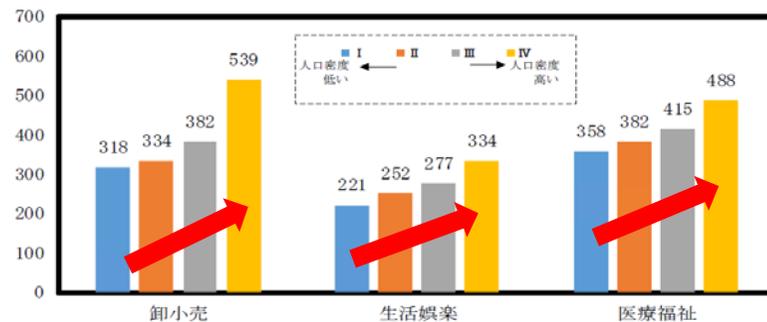
図1 日本の地域別将来推計人口（2045年）



(資料) 社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

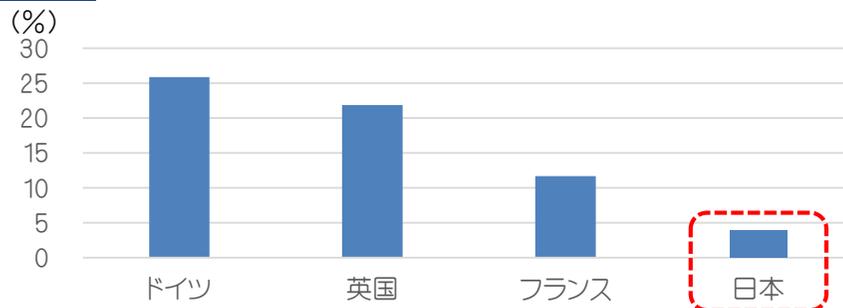
図2 人口密度とサービス業の労働生産性

(事業者1人当たり付加価値、万円)



(資料) 内閣府「地域の経済2015」

図3 中小企業における輸出企業の割合



(資料) 通商白書2017

(※) EU諸国については、EU域内向けを含む。

中小企業予算・税制のポイント

(31当初 : 1,117億円 30補正 : 2,634億円)

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

【30補正 50億円 / 31当初 74億円(69億円)】

- 「法人」向け事業承継税制の抜本拡充に続き、「**個人事業者**」向け事業承継税制を創設。
- 第三者への承継支援強化。(支援センターの体制強化、データベースの抜本拡充)

税 個人版事業承継税制【創設】

予算 プッシュ型事業承継支援、事業承継補助金【50億円】<30補正>

予算 事業承継に関する適正な助言、マッチング支援【70億円(69億円)】

②生産性向上・人手不足対策

【30補正 1,205億円 / 31当初 369億円(319億円)】

- 「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」を一体的に措置。
(**「中小企業生産性革命推進事業」**)
- 「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」の**当初予算化**を実現。

予算 中小企業生産性革命推進事業【1,100億円】<30補正>

予算 ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業【50億円(新規)】(当初)

予算 自治体連携型持続化補助金【10億円(新規)】(当初)

③災害からの復旧・復興、強靱化

- 平成30年7月豪雨、台風21号等、北海道胆振東部地震について、グループ補助金や持続化補助金等を措置。
- 中小企業の**防災・減災対策(強靱化)**の支援。

税 中小企業防災・減災投資促進税制【創設】

予算 中小企業等強靱化対策【15億円】<30補正>

④経営の下支え、事業環境の整備

- 軽減税率対応**(レジ導入補助金の基金を積み増し)
(対象事業の拡大、補助率を2/3→3/4に引上げ等)
- 事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対策、取引適正化対策
- 働き方改革実現に向けた支援(専門家派遣事業の増強、商工会等の機能強化)
- 中小企業の経営指導(経営発達支援計画等)、資金繰り支援(政策金融・信用保証、マル経)

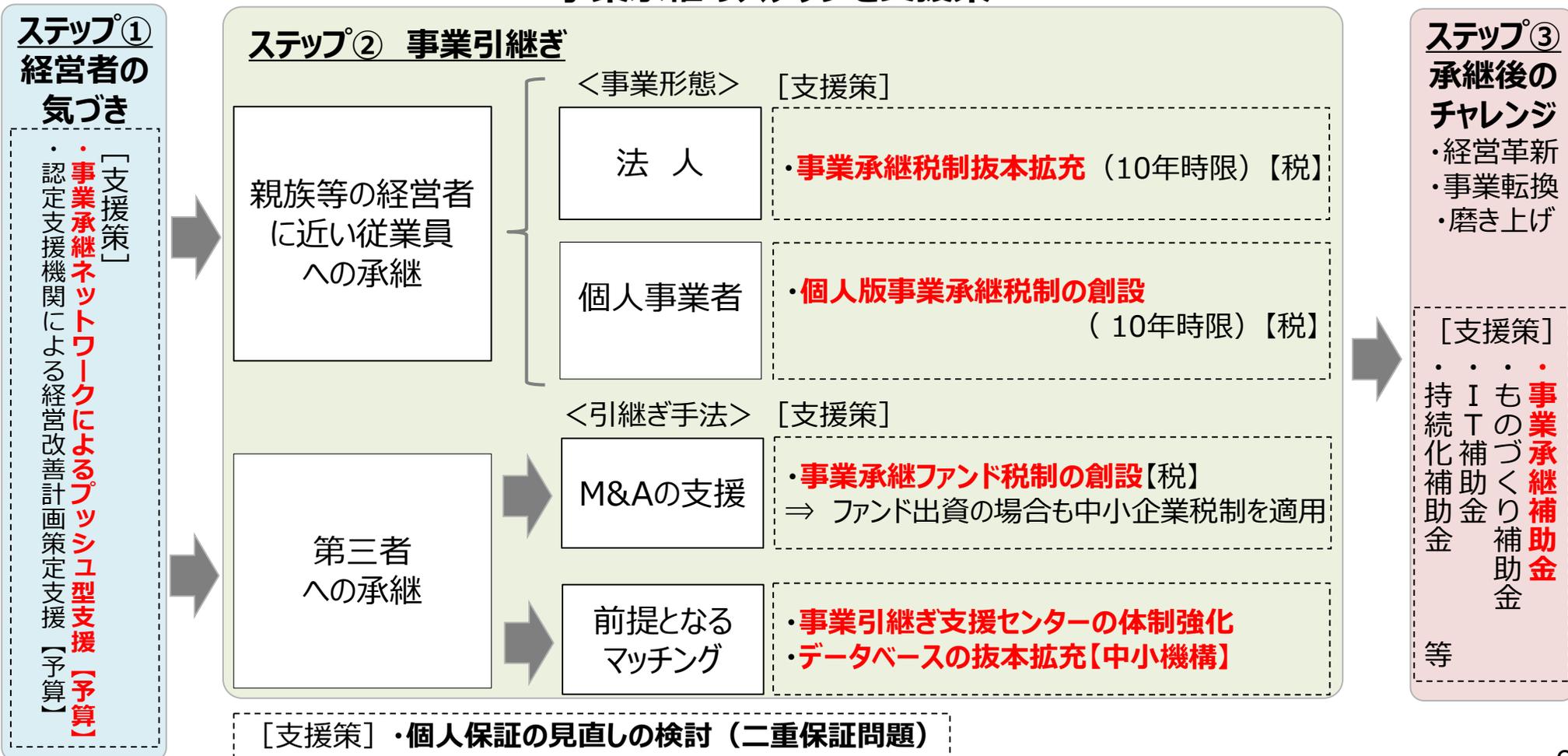
1. 事業承継

事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進

- 事業承継のステップ毎にきめ細かな支援を行い、事業承継を引き続き重点的に進める。
- 昨年度の税制改正では、法人の事業承継税制を抜本的に拡充。さらに今年度の税制改正においては、個人事業者の事業承継を後押しする新税制を創設した。

➡ **中小企業の事業承継を後押しする税制措置が完成。**

事業承継のステップと支援策



- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、平成30年1月1日から平成39年12月31日までに実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

改正前

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者（最大3人）**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

改正前

- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。
- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。

改正後

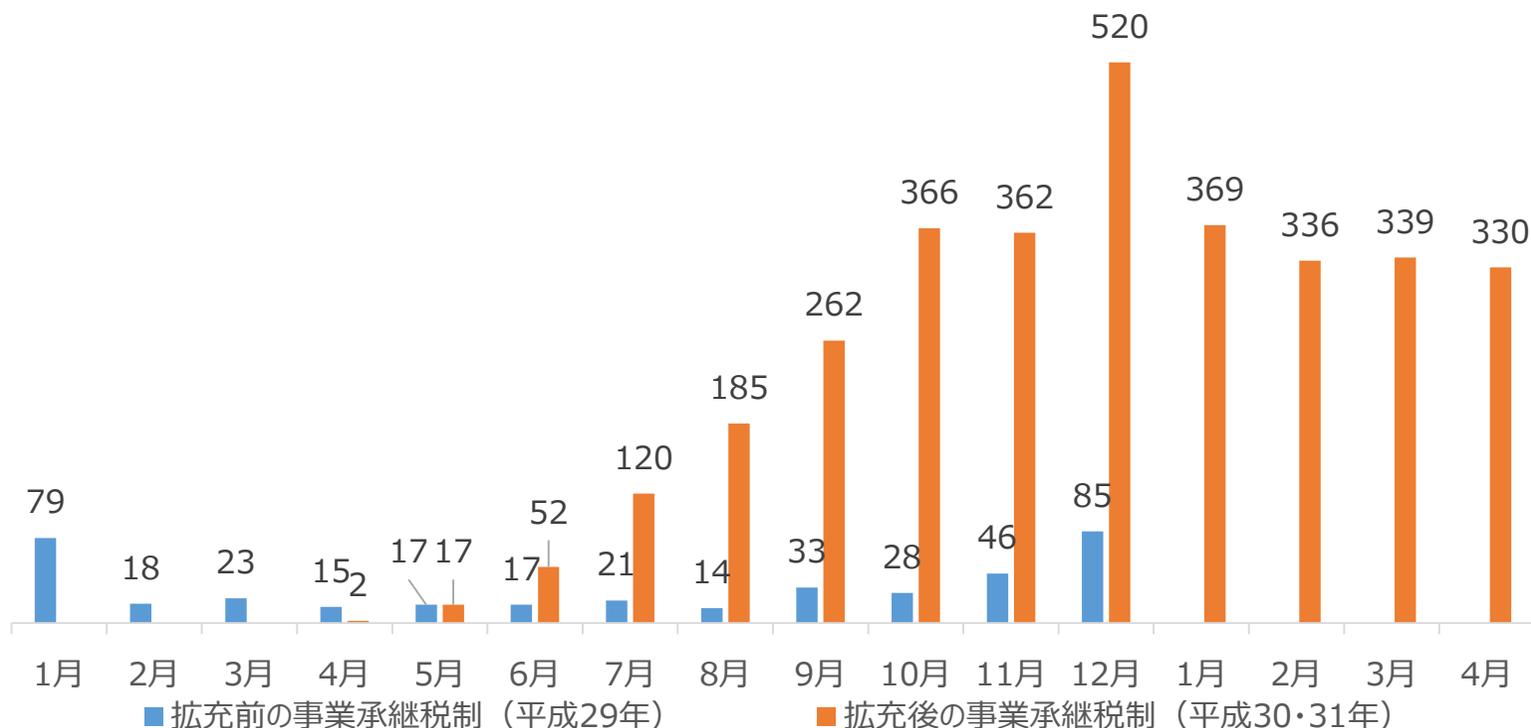
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。
- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。

法人版事業承継税制②

- 拡充前は、11年間（平成20年度～30年度）で2500件の利用だったが、拡充後は、昨年4月から今年4月までの13ヶ月間で、**既に3260件の申請**がなされている。

○法人版事業承継税制の申請件数

拡充前は、11年間（平成20年度～30年度）で2500件の利用だったが、
拡充後は、昨年4月から今年4月までの13ヶ月間で、既に**3260件**の申請がなされている。



法人版事業承継税制③

プラスチック製造業の例

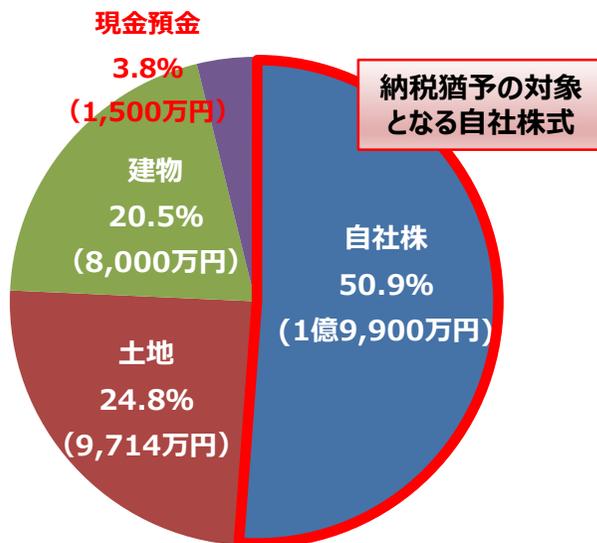


創業：昭和38年
代表者の年齢：58歳
従業員数：4名（配偶者、第三者）
家族：配偶者1人、子1人（長女）
後継者候補：長女

【ヒアリング内容】

- ・積極的に設備投資したいが、納税の必要性から、積極的に資金を事業に回すことをためらっている。
- ・自分の年齢を考えると、5年後までには長女に承継したいと考えているが、税負担が生じ多額の現金が必要であるため、事業の承継を躊躇している。

【資産構成】



○事業承継税制の効果

自社株にかかる相続税額※1	自社株にかかる推定贈与税額※2
4,735万円	1億244万円



税負担0円で承継が可能

※1 推定相続税額の算出は、土地は小規模宅地特例を適用（▲80%）し、建物は固定資産税評価額と仮定。自社株は長女、その他は配偶者が相続したものと仮定。
※2 推定贈与税は、長女が自社株を暦年課税により取得したものと仮定。
(参考)一般措置
相続税額：2,509万円の軽減
推定贈与税額：6,829万円の軽減

- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設。**

改正概要

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形償却資産**（特許権等）

等

【工作機械】



【診療機器】



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

個人版事業承継税制②

ガソリンスタンドの事例

従業員数：9人
家族：子1人

土地・建物 3,948万円



機械・器具備品 5,452万円



事業用資産 9,400万円

推定相続税額	推定贈与税額
1,040万円	4,469万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

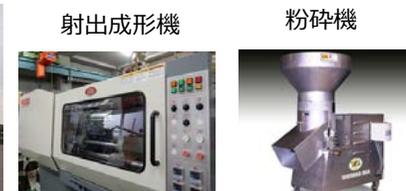
プラスチック製造業の事例

従業員数：5人
家族：子1人

土地・建物 6,106万円



機械・器具備品 1,634万円



事業用資産 7,740万円

推定相続税額	推定贈与税額
628万円	3,556万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

酪農家の事例

従業員数：3人
家族：子1人

土地・建物 2,800万円



生物 3,300万円
乳牛



機械・器具備品 600万円
搾乳機械



事業用資産 6,700万円

推定相続税額	推定贈与税額
420万円	2,984万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

医療の事例

従業員数：13人
家族：子1人

土地・建物 4,030万円



機械・器具備品 2,340万円
診療ユニット



事業用資産 6,370万円

推定相続税額	推定贈与税額
365万円	2,803万円

新税制適用

税負担0円で承継が可能

事業承継支援策の全体像

- 後継者が決まっている事業者には**税制措置等による支援**を、決まっていない事業者には**気付きの機会の提供、マッチング支援**等により後継者探しを支援。加えて、**事業承継後のチャレンジ**も支援。
- こうした切れ目のない事業承継支援策を、**今後10年で集中して実施**することとしている。

事業承継支援策の全体像

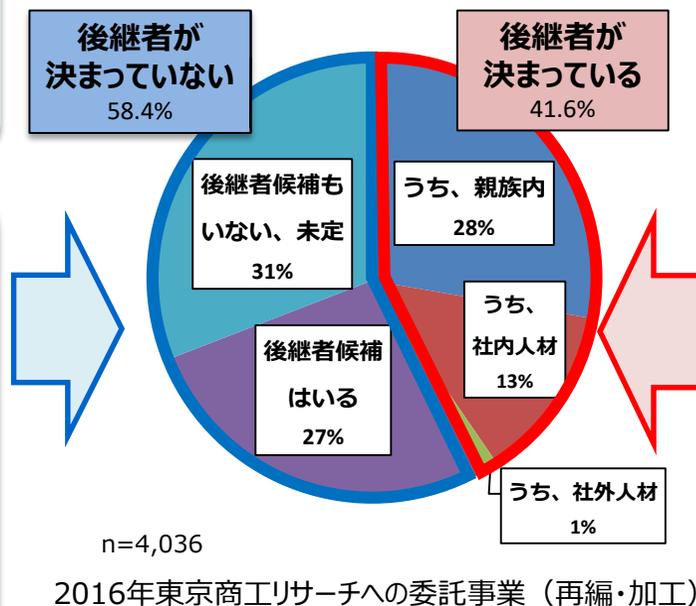
気付きの機会の提供

- ✓ 事業者の身近にいる**金融機関、士業等専門家**が経営者に働きかけ、**プッシュ型事業承継診断**を徹底実施(**年5万者**)し、専門家を派遣する費用等を支援

マッチングの支援

- ✓ 年間**1千~2千件**のマッチングが実現できるよう、専門家の増員等、「**事業引継ぎ支援センター**」の体制を強化
- ✓ 事業引継ぎ支援データベースを、**平成31年度から抜本拡充**
- ✓ **中小機構出資の事業承継ファンド**から出資を受けた中小企業に対する**特例措置**を創設予定（平成31年度税制改正）
- ✓ 第三者承継を後押しするため、**M&Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免**（平成30年度税制改正）

中小企業の後継者選定状況



法人の事業承継税制の拡充

- ✓ 平成30年度税制改正において、法人の事業承継税制の以下の要件を、10年限定で抜本拡充
- ① 対象株式等の上限の撤廃
- ② 対象者の拡大
- ③ 雇用要件の抜本的見直し
- ④ 売却・廃業時の減免制度の創設

個人版事業承継税制の創設

- ✓ 平成31年度税制改正において、10年間限定の措置として、個人事業者の事業承継を促進するため、**土地、建物、機械・器具備品等の承継に係る相続税・贈与税の100%納税猶予制度**を創設

事業承継後のチャレンジ支援

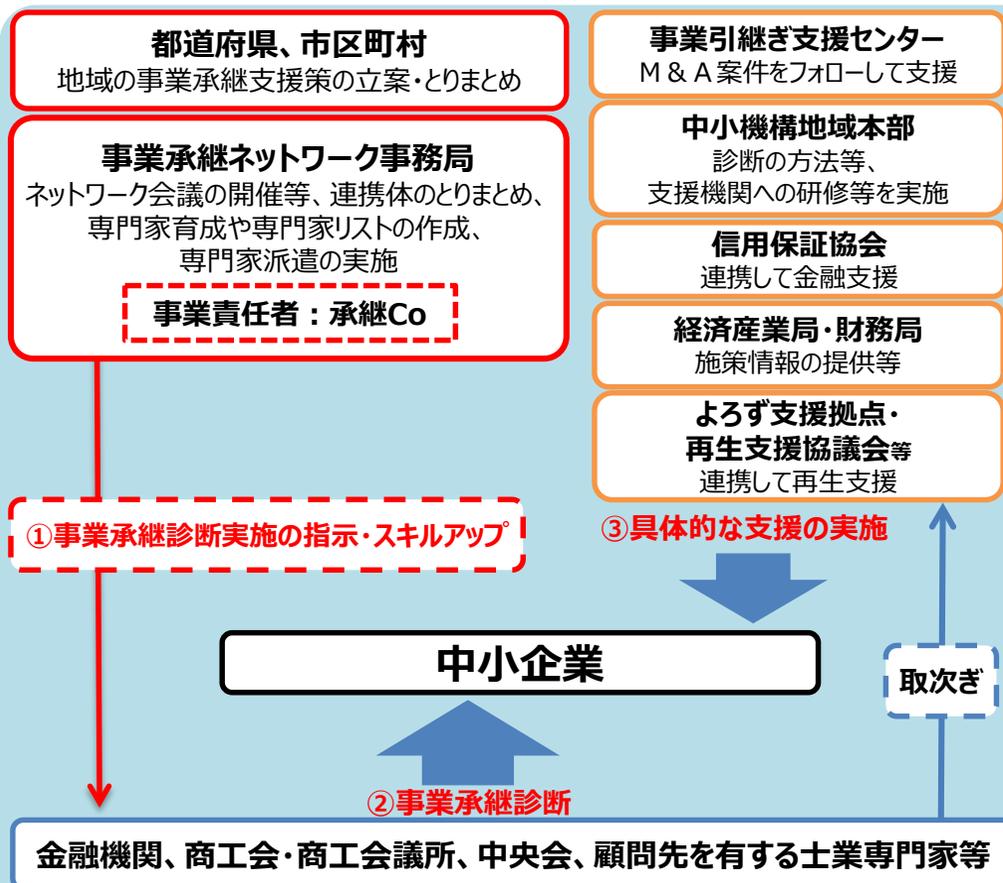
事業承継補助金

- ✓ **事業承継やM&Aを通じた事業引継ぎ**を契機として、**経営革新や事業転換**に取り組む中小企業の**設備投資等**を支援する

事業承継ネットワークの概要

- 早期・計画的な事業承継の準備に対する**経営者の「気付き」**を促すため、**都道府県単位**で、商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「**事業承継ネットワーク**」を構築する事業を**平成29年度から開始**。
- 「**プッシュ型**」の「**事業承継診断**」により、経営者の事業承継に係る悩み、課題、ニーズを掘り起こし、適切な**支援機関**に取り次ぐとともに、必要に応じて**地域の専門家による支援**も実施。

構成メンバーと支援スキーム



※この金融機関等が、事業承継診断を行った中小企業に対して、必要に応じて直接支援を行う。

具体的事例

静岡県：地域一体となった支援の仕組み作り

- ・静岡県では、平成29年度から精力的に事業承継診断を実施。
- ・加えて、**ケースワークを通じた、現場での事業承継支援スキルを習得する研修会を開催し、構成機関のスキルアップ**を図った。
- ・更に、事業承継診断後の支援のために、事業承継の**専門家リストを作成し支援体制を構築**した。
- ・平成30年度は、県内全ての企業が相談できるよう、県内全ての商工会、商工会議所で定期的に相談会を実施。すでに12月末時点で**330件を超える相談に対応**。
- ・今後は引き続き相談会を実施するほか、具体的に事業承継が進むよう専門家派遣等の具体的な支援により県内の事業承継問題に対応する。



愛知県：トライアル支援による地域独自の支援体制の構築

- ・愛知県では、平成29年度「**事業承継診断マニュアル**」の作成、「**事業承継診断説明会**」を経て、**事業承継診断**を開始。
- ・事業承継診断後、企業のニーズに応じて事業承継計画の策定などを行う**トライアル支援**を実施。
- ・「**トライアルコーディネーター**」総括の下、土業団体から推薦された専門家及び顧問税理士、商工会経営指導員などの支援機関職員がチームを組み、企業の事業承継課題に対する支援を実施。
- ・平成29年度はトライアル支援を5社実施したが、そのノウハウを活かし、平成30年度は**80社実施**することとし、更なるニーズに沿った支援を展開している。

事業承継ネットワークの実施状況

- 平成30年度は、県独自で取り組む3県を含め、**47都道府県に拡大して実施しており、平成30年4月～平成31年1月末までに、131,589件の事業承継診断を実施した。**

地域事務局	参画 機関数	診断件数 (4月～1月末)
北海道中小企業総合支援センター	321	1,631
21あおもり産業総合支援センター	27	851
盛岡商工会議所	26	822
みやぎ産業振興機構	109	1,072
秋田県商工会連合会	46	1,043
山形県企業振興公社	54	1,665
福島県中小企業団体中央会	142	3,387
水戸商工会議所	34	5,518
宇都宮商工会議所	123	2,428
群馬県産業支援機構	120	8,232
さいたま商工会議所	26	9,371
千葉県商工会議所連合会	108	2,436
神奈川県産業振興センター	117	7,168
にいがた産業創造機構	61	850
富山県新世紀産業機構	71	1,190
石川産業創出支援機構	79	1,074
ふくい産業支援センター	66	2,841
長野県中小企業振興センター	136	1,813
岐阜県商工会連合会	89	3,938
静岡県産業振興財団 静岡商工会議所	90	5,069
あいち産業振興機構	147	4,926
三重県産業支援センター	29	2,329
大津商工会議所	45	2,580
大阪産業振興機構	126	15,966
ひょうご産業活性化センター	84	7,081
奈良県地域産業振興センター	74	918
和歌山商工会議所	58	3,695
鳥取県産業振興機構	62	285
松江商工会議所	97	763
岡山県産業振興財団	91	1,326

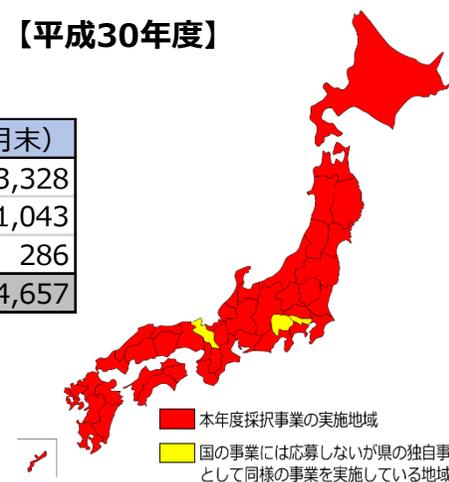
地域事務局	参画 機関数	診断件数 (4月～1月末)
広島商工会議所	126	2,823
やまぐち産業振興財団	60	1,223
徳島商工会議所	53	859
かがわ産業支援財団	36	756
えひめ産業振興財団	40	2,091
高知商工会議所	30	1,376
福岡商工会議所	169	2,890
佐賀商工会議所	73	3,493
長崎商工会議所	139	706
熊本商工会議所	33	958
大分県商工会連合会	35	4,733
宮崎商工会議所	48	927
かごしま産業支援センター	30	1,140
那覇商工会議所	21	689
事務局 計	3,551	126,932

※山形県は10月から国の予算を活用

【平成30年度】

国の予算を活用しない都府県

	診断件数 (4月～1月末)
東京都	3,328
山梨県	1,043
京都府	286
合計	4,657



(参考)

【都道府県別】社長の平均年齢（2017年）

	都道府県	平均年齢		都道府県	平均年齢
1	北海道	60.2	25	滋賀県	58.5
2	青森県	61.0	26	京都府	59.3
3	岩手県	61.6	27	大阪府	58.6
4	宮城県	60.0	28	兵庫県	59.0
5	秋田県	61.4	29	奈良県	59.1
6	山形県	60.8	30	和歌山県	59.6
7	福島県	59.9	31	鳥取県	60.0
8	茨城県	60.2	32	島根県	61.0
9	栃木県	60.0	33	岡山県	58.9
10	群馬県	59.7	34	広島県	59.3
11	埼玉県	59.7	35	山口県	59.7
12	千葉県	60.0	36	徳島県	59.9
13	東京都	59.1	37	香川県	59.5
14	神奈川県	60.3	38	愛媛県	59.2
15	山梨県	60.2	39	高知県	60.9
16	長野県	60.4	40	福岡県	59.0
17	新潟県	60.5	41	佐賀県	59.8
18	富山県	59.9	42	長崎県	60.5
19	石川県	58.9	43	熊本県	59.5
20	福井県	59.8	44	大分県	59.4
21	岐阜県	59.1	45	宮崎県	59.3
22	静岡県	60.1	46	鹿児島県	60.0
23	愛知県	58.6	47	沖縄県	58.8
24	三重県	58.3		全体	59.5

出典：帝国データバンク 全国社長年齢分析（2018年）

【都道府県別】後継者不在率全国順位（2017年）

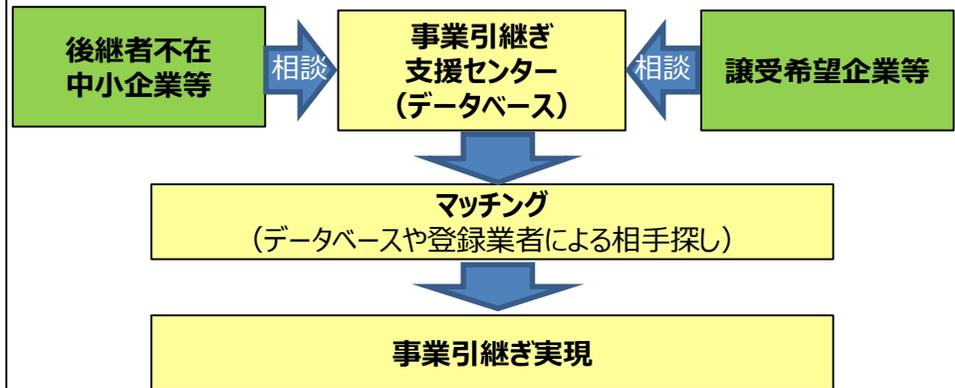
2017年			2016年（前回）		2017年			2016年（前回）		2017年			2016年（前回）	
順位	都道府県	不在率	不在率	順位	順位	都道府県	不在率	不在率	順位	順位	都道府県	不在率	不在率	順位
1	沖縄県	84.3%	86.2%	1	17	岐阜県	67.6%	66.5%	19	33	愛媛県	60.9%	59.0%	32
2	山口県	76.4%	75.7%	2	18	大分県	67.3%	67.4%	17	34	静岡県	59.1%	58.8%	33
3	北海道	74.0%	74.0%	4	19	千葉県	67.2%	65.3%	20	35	高知県	56.7%	54.1%	37
4	神奈川県	74.0%	72.6%	6	20	滋賀県	67.1%	69.4%	13	36	富山県	56.6%	54.2%	36
5	広島県	73.4%	74.7%	3	21	岩手県	66.1%	64.8%	24	37	福井県	56.1%	55.7%	35
6	鳥取県	72.6%	73.2%	5	22	福岡県	65.9%	65.1%	22	38	青森県	56.0%	53.3%	38
7	島根県	72.4%	72.2%	9	23	群馬県	65.6%	63.8%	25	39	茨城県	51.2%	50.7%	40
8	埼玉県	71.3%	71.6%	10	24	長野県	65.2%	64.9%	23	40	石川県	50.4%	52.6%	39
9	愛知県	71.1%	70.2%	12	25	兵庫県	64.3%	65.2%	21	41	熊本県	48.9%	45.7%	42
10	大阪府	71.0%	72.3%	7	26	福島県	63.9%	61.6%	30	42	鹿児島県	48.1%	49.2%	41
11	京都府	69.9%	70.5%	11	27	山形県	63.6%	63.6%	27	43	宮崎県	46.1%	41.3%	45
12	山梨県	69.6%	68.8%	14	28	長崎県	63.0%	63.0%	28	44	徳島県	45.0%	44.2%	43
13	三重県	68.7%	67.2%	18	29	岡山県	62.5%	62.3%	29	45	香川県	43.5%	42.5%	44
14	秋田県	68.6%	72.2%	8	30	奈良県	62.5%	60.3%	31	46	和歌山県	42.7%	37.8%	47
15	東京都	68.2%	67.5%	16	31	栃木県	61.8%	63.7%	26	47	佐賀県	41.5%	39.6%	46
16	宮城県	67.7%	68.2%	15	32	新潟県	61.8%	58.4%	34		全体	66.5%	61.1%	

出典：帝国データバンク 後継者問題に関する実態調査（2017年）

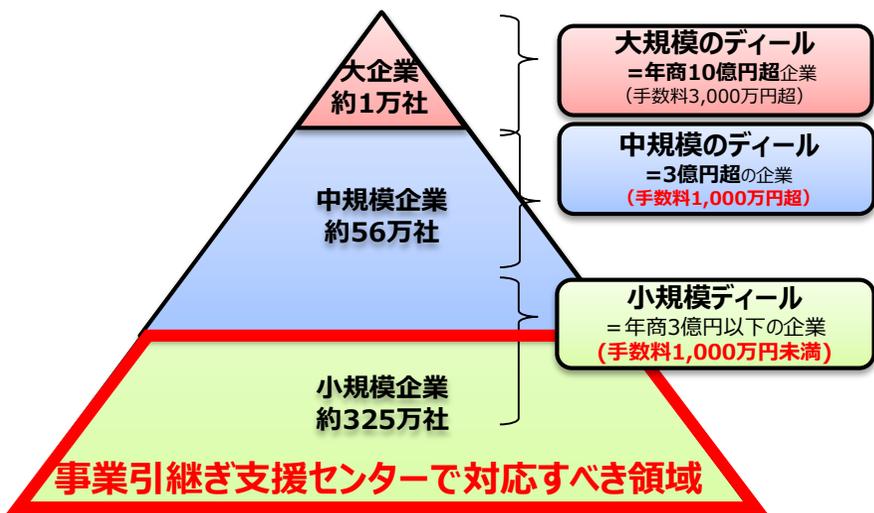
事業引継ぎ支援センターの概要

- 後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置している。
- 平成23年の発足以来、年々実績を上げており、相談件数は36,000件を突破し、2,400件以上の事業引継ぎを実現した。

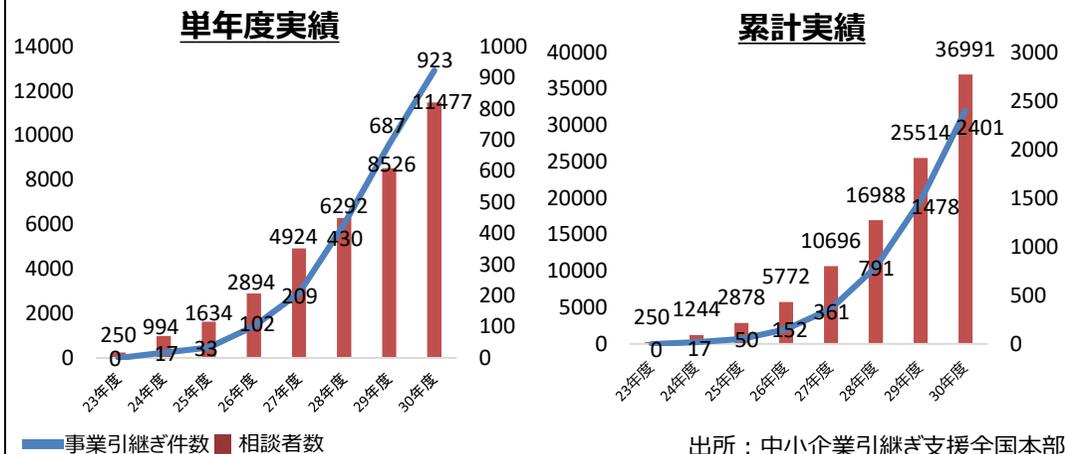
事業引継ぎ支援センターの支援スキーム



小規模M&Aマーケットの現状



事業引継ぎ支援センターの支援実績



事業引継ぎ支援センターの支援事例

従業員を指導する高橋社長



【事業引継ぎ概要】

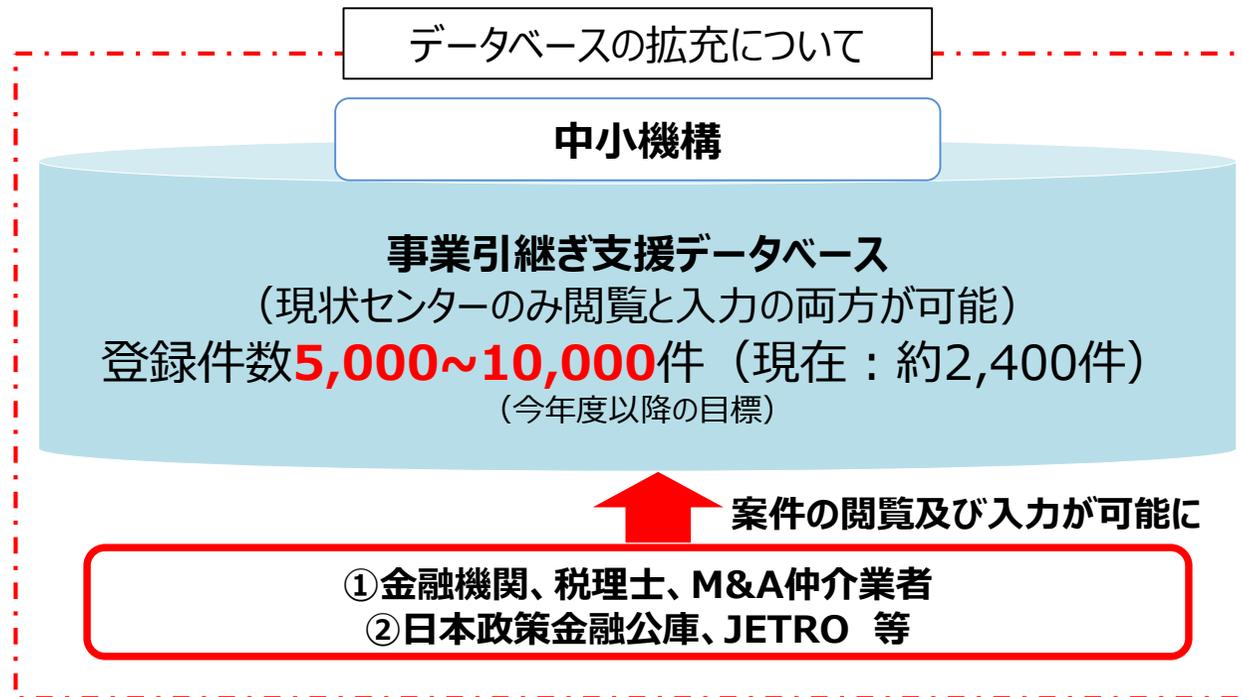
譲渡者: (有)高和製作所 売上高 70百万円 従業員 7人
 譲受者: 北日本ボード工業(株) 売上高 非公表 従業員 非公表

【経緯】

(有) 高和製作所は、50年以上の業歴を有する椅子張り企業。同社は国連本部の椅子も手掛けたほど、高度な技術を持つ秋田の名工。
 高橋社長は70歳を過ぎたころから、自身の技能や高度な技能を持つ人材を承継したいと考えていたが、後継者がおらず、将来に不安を抱えていたことからセンターに相談。
 その後、長年取引のあった北日本ボード工業(株)に事業譲渡を打診、同社は、「事業の多角化につながる」として引受を決断。センターは社長の意向・悩みを聞きながら、第三者へ事業承継する際の留意点等を助言し、外部専門家とともに円滑な承継への手続きを進めた。
 (有) 高和製作所としては、優れた技術と従業員の雇用が維持でき、北日本ボード工業(株)としては、内製化により新商品の開発の可能性が広がった好事例である。
 高橋社長は、匠の技を次世代に伝承していくため、引き続き若手の育成に取り組んでいる。

中小企業のM&Aに関する全国大のデータベースの構築

- 第三者による事業承継を促進するため、事業引継ぎ支援センターでは相談案件をデータベース化し、各センター間における広域マッチングに取り組んでいる。
- 平成31年度からデータベースを抜本拡充し、事業引継ぎ支援センターのみならず、①金融機関、税理士、M&A仲介業者等の民間事業者や、②事業者情報を持つ政府系機関（政策金融公庫、JETRO等）も参画。海外含め全国大の良質なデータベースを構築する。
- 上記拡充の進捗を踏まえ、将来的な民間のプラットフォーマーとの連携も併せて検討する。



事業承継・M&Aをきっかけに

新しいチャレンジを行う事業者を応援します!!

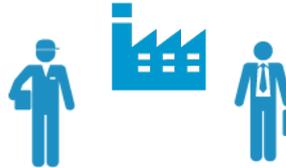
1

様々な事業承継のタイプに適応

I 型 経営者交代タイプ

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します

<先代経営者>



<後継者>

対象となる取組
親族内承継
外部人材招聘など

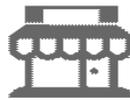
例) 精密プラスチック工場を運営していた先代が、同業他社で役員を務めていた息子に社長の座を承継。息子は、先代が発展させてきた会社をさらに成長させるため、新製品の開発による新市場開拓を図る。

II 型 M&Aタイプ

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します

(例：合併の場合)

A社



B社



A+B社



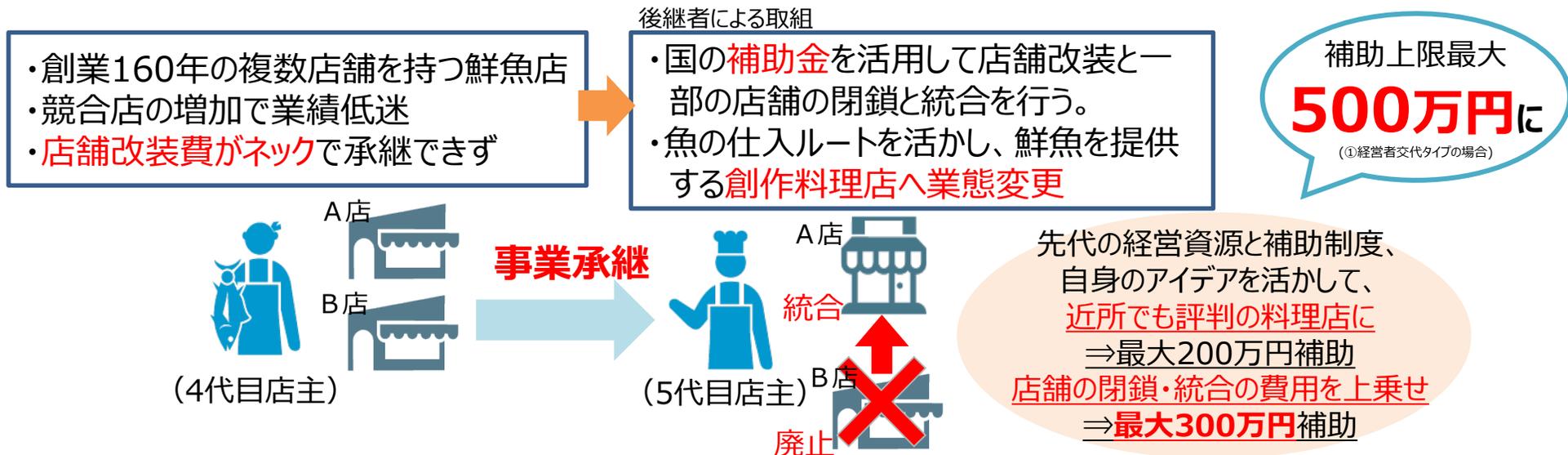
対象となる取組
合併
会社分割
事業譲渡
株式交換・株式移転
株式譲渡など

例) 同じ印刷業を営みながらも異なる強みを持つ二社が合併を決断。お互いの強みを活かして本業の効率化を目指すとともに、新たなサービス提供を開始し、市場の縮小の中で新規顧客獲得を図る。

2

事業所や既存事業の廃止等を伴う場合、補助額を上乗せ！

新しい取組に加えて事業所や既存事業の廃止等を伴う場合は、補助額の上乗せを行います。



3

補助率・補助上限は以下のとおりです。

タイプ	補助率	補助上限額	上乗せ額	合計
①経営者交代タイプ	2/3以内 ※1	200万円	+300万円	500万円
	1/2以内	150万円	+225万円	375万円
②M&Aタイプ	2/3以内 ※2	600万円	+600万円	1200万円
	1/2以内	450万円	+450万円	900万円

※1 小規模事業者の場合
 ※2 採択上位の場合

* 詳しい補助対象経費についてはホームページ等をご参照ください。

2. 防災・減災対策

(参考) 平成30年7月豪雨による被害状況

- 前線や台風第7号の影響により、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、1府10県に特別警報が発表されるとともに、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、1府13県で200名を超える死者・行方不明者が発生するなど甚大な被害が発生。
- 電気、水道等のライフラインの被害のほか、道路、鉄道等の交通インフラにも甚大な被害が発生。

被害状況等^{※1}

- ・**人的被害**(11/6時点)
死者224名、行方不明者8名
- ・**家屋被害**(11/6時点)
全壊6,758棟、床上浸水8,567棟
- ・**避難所避難者数**
最大 約4.2万人(7/7時点)
⇒11/5時点で119人
- ・**電力**
最大 約8万戸停電(7/7時点)
⇒7/13復旧^{※2}
- ・**上水道**
総断水戸数 263,593戸
⇒岡山県内:7/26断水解消^{※3}
広島県内:8/9断水解消^{※3}
愛媛県内:8/13断水解消^{※3}
- ・**鉄道**
最大 32事業者115路線運転休止(7/7 5:00時点)
⇒10/9時点で4事業者6路線運休中
- ・**高速道路**
最大 17路線19区間被災による通行止め(7/8 5:00時点)
⇒9/27までに全ての通行止め解除



浸水被害
(岡山県倉敷市真備町)



鉄道の被害
(広島県東広島市 JR山陽線)



道路の被害
(広島県安芸郡坂町 広島呉道路)



浄水場の被害
(愛媛県宇和島市 吉田浄水場)

※1 平成30年7月豪雨による被害状況等について(内閣府)、平成30年7月豪雨及び台風第12号による被害状況及び消防機関等の対応状況(消防庁)資料、平成30年台風第7号及び前線等による被害状況等について(国土交通省)、平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム(第2回)資料より作成

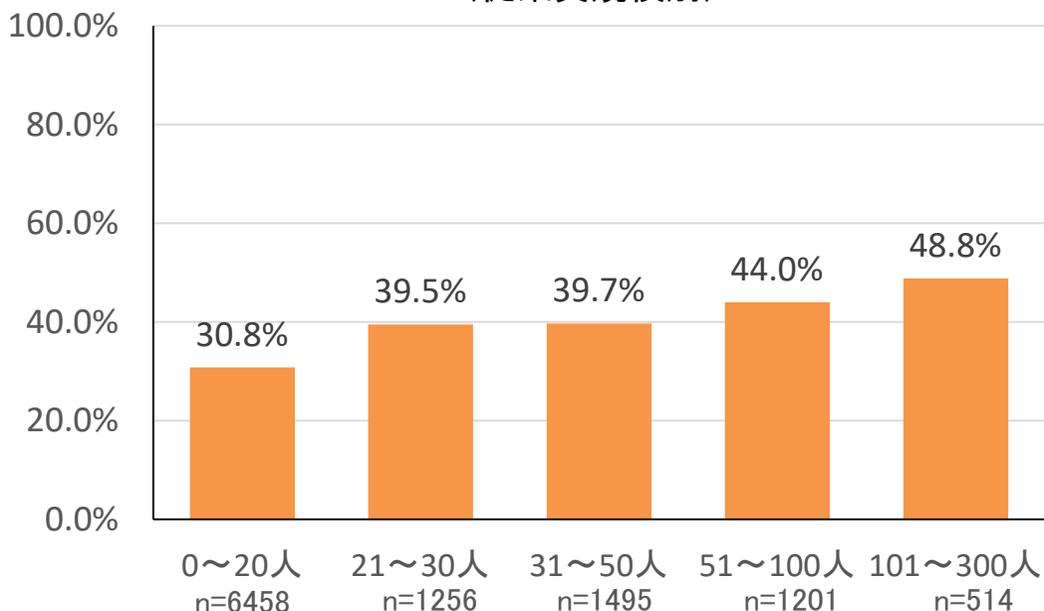
※2 住民が居住する地域

※3 豪雨により大きな被害が発生し、住民が避難している地域で、地域の復興に合わせて水道も復旧・整備する予定の地域(愛媛県松山市10戸、西予市32戸)を除く。

中小企業の防災・減災対策の状況(1)

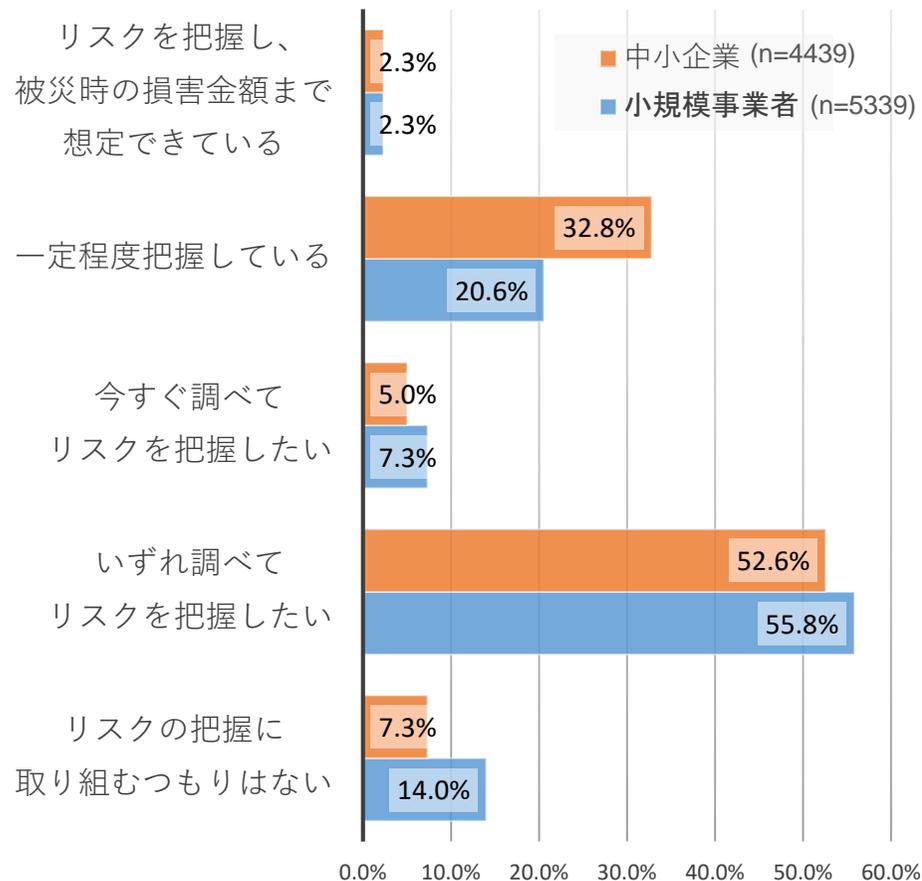
(1) 防災・減災に対する問題意識が十分でなく、防災・減災に関心が低い。

ハザードマップを見たことがある企業の割合
(従業員規模別)



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

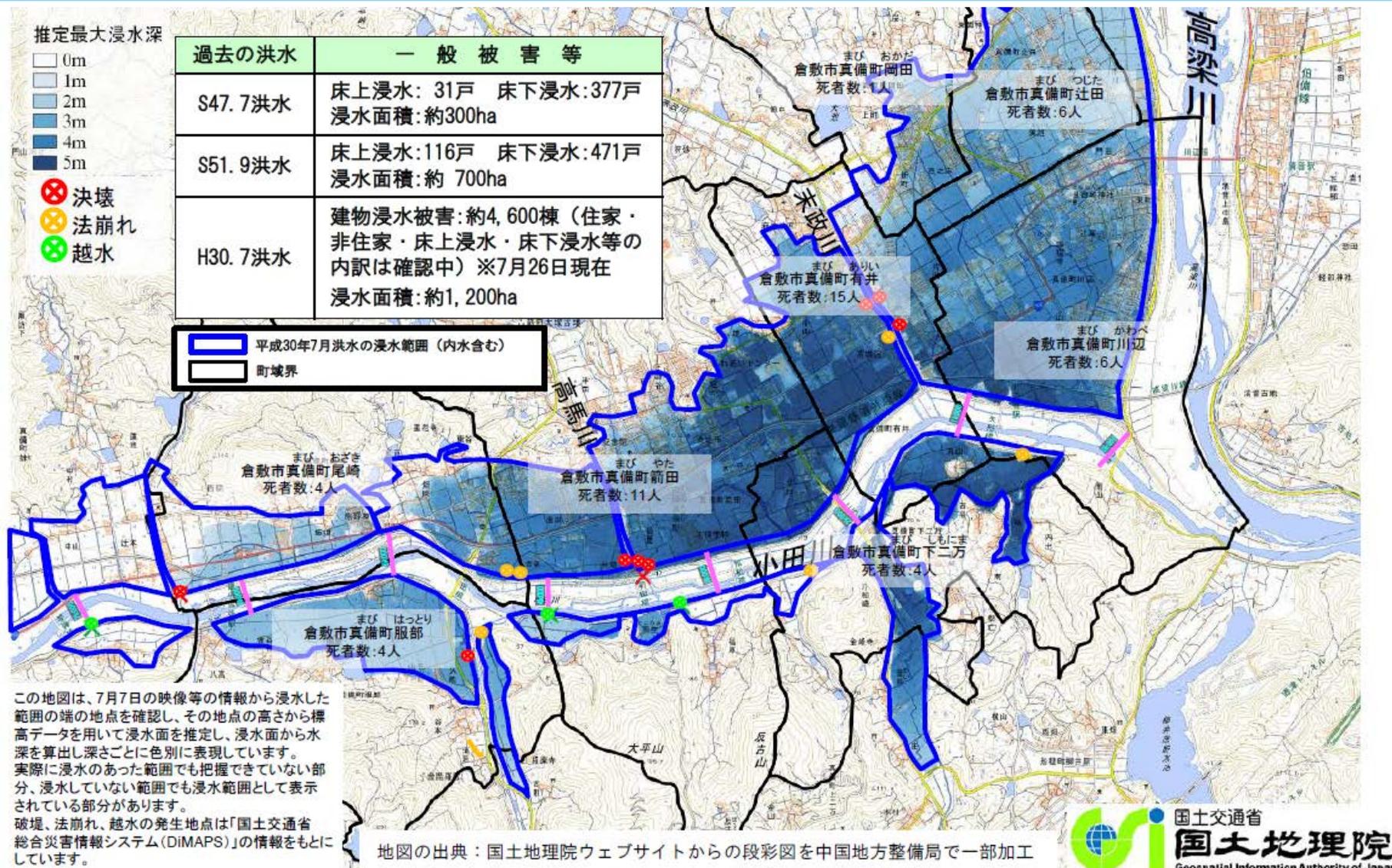
自然災害に関して抱えるリスクの把握状況



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

(参考) 平成30年7月豪雨：倉敷市真備市の浸水状況

- 倉敷市真備地区の浸水範囲は、ハザードマップで示されている浸水想定区域と概ね一致。

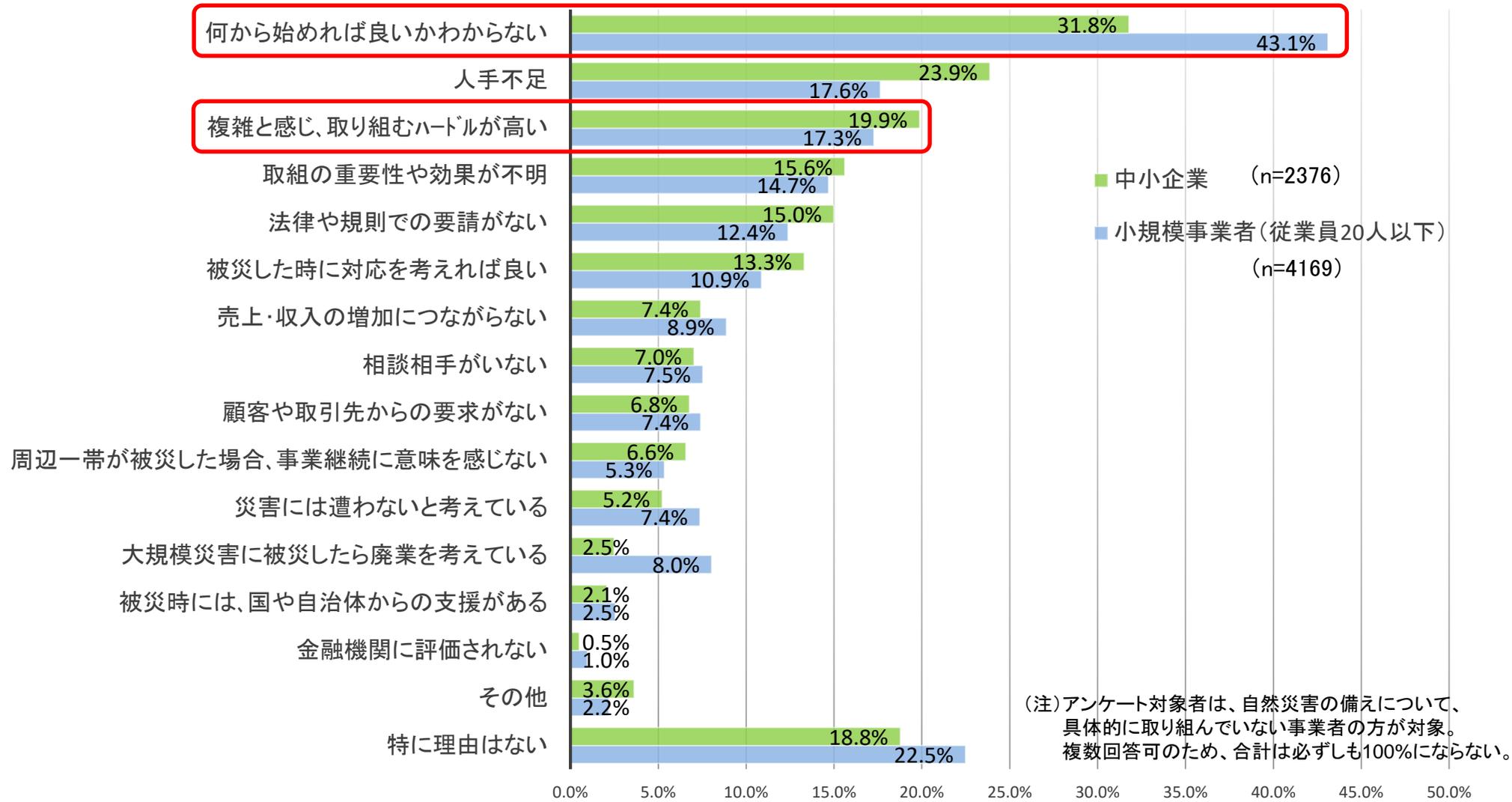


国土交通省「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」第一回資料をもとに作成

(出所) 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について (報告) (平成30年12月26日公表) から抜粋

中小企業の防災・減災対策の状況(2)

(2) ノウハウがなく、具体的に何から取りかかればよいか分からない。



中小企業の防災・減災対策の状況(3)

(3) 防災・減災に対して、実施する優先順位が高くない。

経営課題の優先順位

大企業（300人以上）（n=255）



中企業（300人未満）（n=565）



小企業（20人未満）（n=1,110）



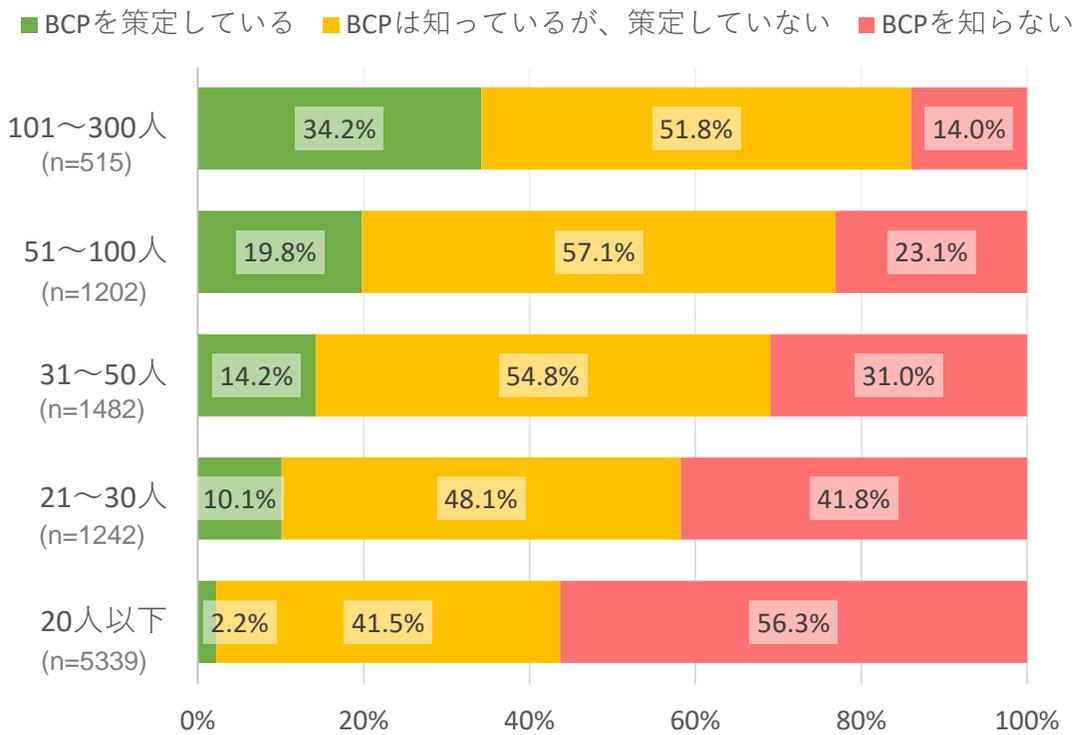
(注) 質問は下記の通り。

「次に掲げる経営課題の中から優先順位の高いもの、上位5つまで選んでください。」

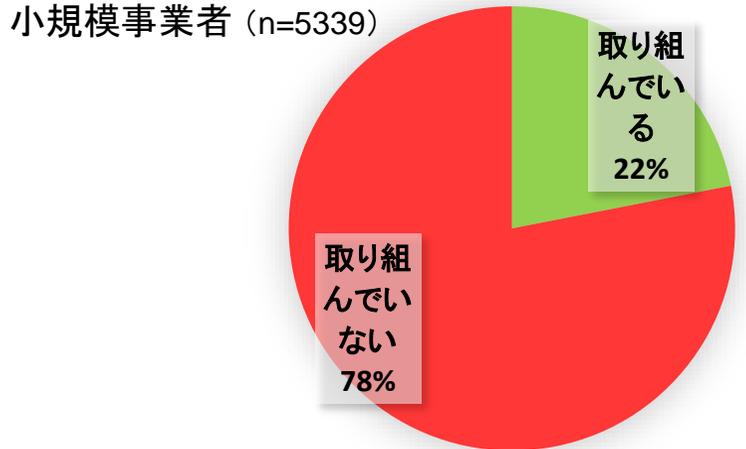
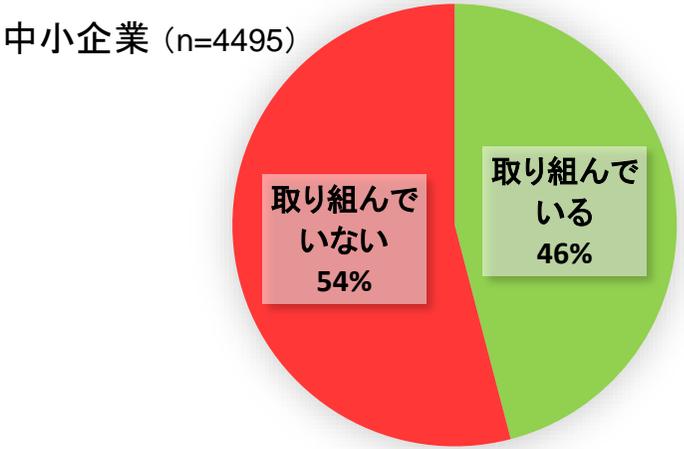
中小企業の防災・減災対策の状況(4)

(4) 事前の備え(設備投資、事業継続計画(BCP)の策定)が不十分。

従業員規模別に見たBCPの策定状況



自然災害に対し具体的な対策に取り組んでいる企業の割合



(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

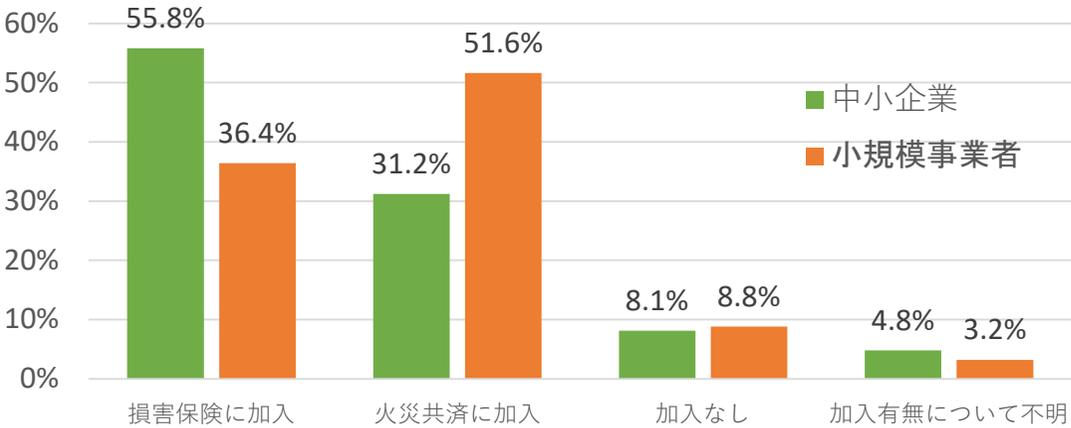
(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 中小企業の災害対応に関する調査(2018年12月)

中小企業の防災・減災対策の状況(5)

(5) リスクファイナンス対策が十分に講じられていない。

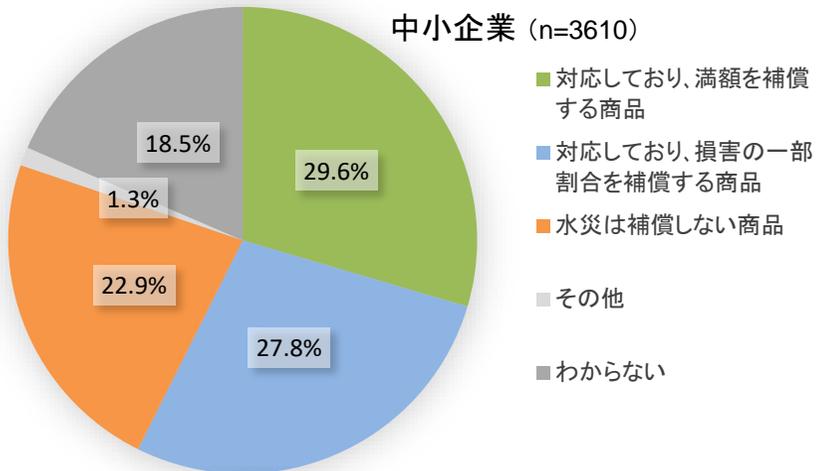
8割強の中小企業が、自然災害に対応する何らかの保険・共済に加入。

自然災害に対応する損害保険・火災保険の加入状況

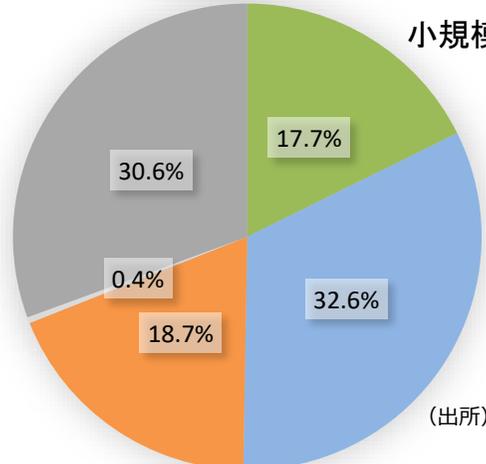


- ・自身が加入している保険・共済について、**約2～3割の中小企業・小規模事業者が補償内容を把握していない。**
- ・保険・共済に加入している事業者のうち、**水災補償に加入している事業者は約7割。**

水災補償への加入状況



小規模事業者 (n=4573)



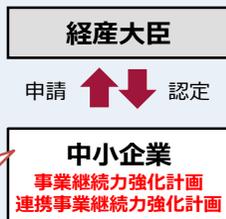
中小企業・小規模事業者 強靱化対策パッケージ

事業継続のための取組に対する公的な認定制度の創設とインセンティブの付与、商工会・商工会議所を始め中小企業・小規模事業者を取り巻く多様な関係者による働きかけ・支援により、今般変更された国土強靱化基本計画に沿って、中小企業・小規模事業者の災害への備えの抜本的強化を図る。

中小企業・小規模事業者の事前対策強化

(1) 公的認定制度の創設と認定事業者への支援 (★)

- 主にサプライチェーンの中小企業や地域の中核的な中小企業を想定した**大臣認定制度**を創設
- 複数の中小企業が連携し、経営資源の融通（原材料、人員派遣、代替生産等）等により対策を強化する取組に対して**大臣認定制度**を創設



【認定事業者への支援措置】

- ・信用保証枠の追加
- ・低利融資
- ・補助金の優先採択
- ・防災・減災設備への税制優遇 等

(2) 保険加入等のリスクファイナンス対策の促進

- 法認定の対象とする取組内容として保険加入等のリスクファイナンス対策を明確化
- 認定要件に保険会社の知見を踏まえた防災・減災に資する事項を盛り込む

(3) 予算事業を活用した普及啓発や人材育成

<H30補正案> 中小企業等強靱化対策事業（15億円）

- 幅広い者の意識啓発や対策促進のため、以下を実施
 - ①身近な商工団体によるリスク認識などの意識啓発の促進
 - ②サプライチェーンによる連携や個社の取組促進のためのモデル事業 等
- 特に地方における支援人材不足を解消するため、人材育成を実施

<H30補正案> 自衛的燃料備蓄補助金（58億円の内数）

- 社会的重要なインフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入支援を実施

(4) 中小企業を取り巻く関係者に期待される役割

- 中小企業を取り巻く多様な関係者が、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することが期待される（法律の基本方針で明確化）
- 防災経済コンソーシアムの枠組みも活用しつつ、官民一体となって取組を強化

<関係者に期待される役割>

① サプライチェーンにおける親企業

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③ 損害保険会社

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④ 地域金融機関

- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

- 商工会・商工会議所の「**事業継続力強化支援計画**」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施 (★)
- 自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、**地方交付税を措置**
- 中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

認定制度を設け、対策を強化するため、**中小企業強靱化法案を提出**。令和元年5月29日に法案成立。

(★) …法律での規定事項

事後対策の強化

- (1) 住家被害ではなく、中小企業被害だけでも、中小企業への初動支援を自動的にに行えるよう、災害時の初動支援措置（災害復旧貸付等）の発動要件を見直し
- (2) 地方自治体、商工会・商工会議所と連携した発災時の中小企業被害情報収集のあり方について、中小企業庁が検討・整理の上、関係機関に周知

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金、持続化補助金）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置
- **中小企業庁HP**での認定を受けた企業の公表
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
（会社案内や名刺で認定のPRが可能）

(参考) 中小企業防災・減災投資促進税制 (平成31年度税制改正大綱)

- 「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、**防災・減災関連の設備投資**を加速化するため、**中小企業防災・減災投資促進税制**を創設。

【税制の概要】

- 対象者**：経産大臣による防災・減災対策に関する計画の認定を受けた者
(中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。)
- 支援措置**：特別償却20%
- 対象設備**：
 - －機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
 - －器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
 - －建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等



【想定される投資事例】

- ・豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- ・災害時もサーバが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

平成30年度2次補正予算による普及啓発及び人材育成等

- 平成30年度2次補正予算を活用して、防災・減災対策に係る①普及啓発、②事前対策に係る計画策定の支援、③指導人材の育成を図るため、以下の事業を実施予定。
- 自家発電設備の導入支援も併せて実施予定。

(1) 中小企業等強靱化対策事業【予算(30年度2次補正)15億円】

普及啓発

① 普及広報活動

商工団体や損害保険会社等と連携して、全国各地でセミナー・相談会等を開催。

⇒全国9か所程度(約2~3千人)

② 商工団体による小規模事業者支援

経営指導員が、ハザードマップ等を活用して、災害リスクの認識や、損害保険加入の必要性等を事業者の説明。

⇒延2万者程度

計画策定支援

③ 計画策定に向けた研修会開催

全国の中小企業・小規模事業者を対象に、事前対策に係る計画策定に向けた研修会を開催。

⇒検討中

④ 計画の策定支援

サプライチェーンや地域の中核となる中小企業が単独又は連携して取り組む事前対策に係る計画策定をハンズオン支援。優良事例をとりまとめ、横展開を図る。

⇒検討中

指導人材の育成

⑤ 地域の支援人材への研修

商工会・商工会議所の経営指導員等向けの研修会を開催。

⇒47都道府県で実施

⑥ 専門家の育成

事前対策の計画策定の指導ができる専門家(中小企業診断士等)を育成するための研修会を開催。

⇒200名程度

(2) 中小企業自家発電設備導入補助金【予算(30年度2次補正)58億円の内数】

自家発電設備の導入支援

社会的な重要インフラ機能を担う中小企業等における自家発電設備等の導入を支援。

3. その他の重点分野

生産性向上支援

- 目玉は「**中小企業生産性革命推進事業**」（平成30年度第2次補正予算額 1,100億円）。
- **設備投資・販路開拓・IT導入を一体的に支援**することで生産性向上を支援。
- また、「ものづくり補助金」・「持続化補助金」の**当初予算化**を実現。

ものづくり・商業・サービス補助金

新商品・サービス開発等の設備投資を支援
原則（H30補正／H31当初（50億円））※

補助率 **1/2** 補助上限 **1,000万円**

※ 下記の場合には補助率を2/3とするなどの例外あり。

<H30補正>

①**先端設備等導入計画**、②**経営革新計画**、③**小規模事業者**

<H31当初>

①**企業間データ活用**、②**地域経済牽引事業計画**

【これまでの主な成果】

H24補正以降の4年間で

4,400億円（のべ4.6万者）を支援

事業終了後4年で、中小企業全体平均の

⇒**1.6倍の売上増加率**

持続化補助金

小規模事業者が販路開拓に取り組む費用を支援

①**通常型（H30補正）**

補助率 **2/3** 補助上限 **50万円**

②**自治体連携型（H31当初（10億円））**

補助率 **自治体負担の1/2**

【これまでの主な成果】

96%の事業者が売上増加

IT導入補助金

業務効率化や売上向上に資するITツール導入を支援

補助率 **1/2** 補助上限 **450万円**

ものづくり・商業・サービス補助金

- 新製品開発のための**製造機械の購入**や効率的な**最新の加工機**等の購入や**システム構築費用**などを支援し、中小企業の生産性向上を図ります。

予算案総額：850億円

平成30年度2次補正800億円、平成31年度当初50億円(新規)

1. 対象事業者

中小企業・小規模事業者等※

(3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画が必要です。)

※ 一定の要件を満たすNPO法人も申請対象

2. スケジュール

①平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（個別事業者が対象）

・1次公募：平成31年2月18日（月）～5月8日（水）（当日消印有効）

採択発表：6月中予定

・2次公募：時期等未定

5月8日
公募〆切



②平成31年度ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（複数事業者の連携体が対象）

・公募：平成31年4月23日（火）～6月24日（月）（当日消印有効）

採択発表：8月予定

6月24日
公募〆切



【問い合わせ先】

- ①H30年度2次補正 鳥取県地域事務局 [TEL:0857-30-2503](tel:0857-30-2503) 島根県地域事務局 [TEL:0852-21-4809](tel:0852-21-4809)
岡山県地域事務局 [TEL:086-224-2245](tel:086-224-2245) 広島県地域事務局 [TEL:082-222-8338](tel:082-222-8338)
山口県地域事務局 [TEL:083-902-2580](tel:083-902-2580)
- ②H31年度当初 (ブロック地域事務局) 広島県中小企業団体中央会 [Tel.082-228-0926](tel:082-228-0926)

3. 補助額、補助率

予算	事業類型	上限額※1	補助率	事業期間
①H30年度 2次補正 (個者)	一般型	1000万円	1 / 2 ※2	2019年 12月27日(金)まで
	小規模型	500万円	小規模事業者 2 / 3 その他事業者 1 / 2 ※2	2019年 11月29日(金)まで
②H31年度 当初 (複数者)	企業間データ活用型	2000万円/者※3	1 / 2 ※2	2020年 1月31日(金)まで
	地域経済牽引型※4	1000万円/者※3	1 / 2 ※5	

※1 専門家を活用する場合 **補助上限額30万円アップ**

※2 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画の認定、又は中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、**補助率2/3**

※3 連携体は10者まで（企業間データ活用型の場合は、200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能）

※4 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画（複数事業者での計画）の承認が必須

※5 承認を受けた地域経済牽引事業計画が一定の要件を満たす連携体は、**補助率2/3**

【参考】ものづくり補助金（企業間データ活用型）で想定される取組例

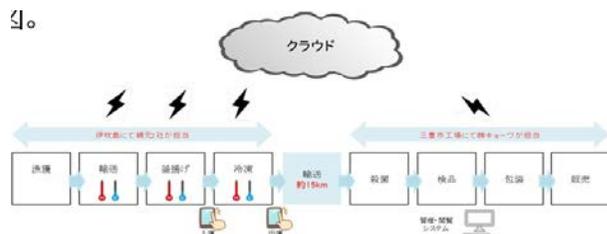
共同開発

- クリーニングの24時間365日の（店舗併設の）受付ボックスの設置・自動引取システムの構築を全国10社のクリーニング店が共同で実施。
- 顧客の待ち時間が短縮され、24時間利用が可能となる。また、顧客データをクリーニング店間で共有・分析し、無人化へのシフト・災害時協力・引越し時の顧客維持・営業力強化等に繋げる。



トレーサビリティ

- 漁業経営者と冷凍食品製造業者が連携することで、伊吹島の「幻の漁師食材」となっていた「釜揚げいりこ（水揚げ直後に釜茹でされたいりこ）」を冷凍流通網に乗せて管理するトレーサビリティシステムを構築。
- 地元特産品の「いりこ」の付加価値を高めるとともに、HACCP（食品衛生管理基準）に対応することで、大手外食チェーンや海外への販路開拓を企画。



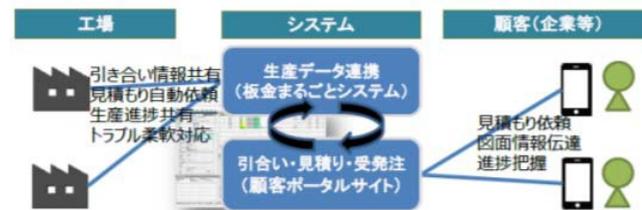
商流・金融EDI連携

- 自動車部品製造に関連する複数の協力企業が、中小企業共通EDIシステムを導入し、今までFAXや電話で行っていた受発注業務を電子化。
- 全銀EDIシステムとの接続も可能となり、消込などの決済業務を自動化。「納品単位での請求・支払」を実現し、サプライチェーン全体の資金繰り改善に寄与。



生産効率化

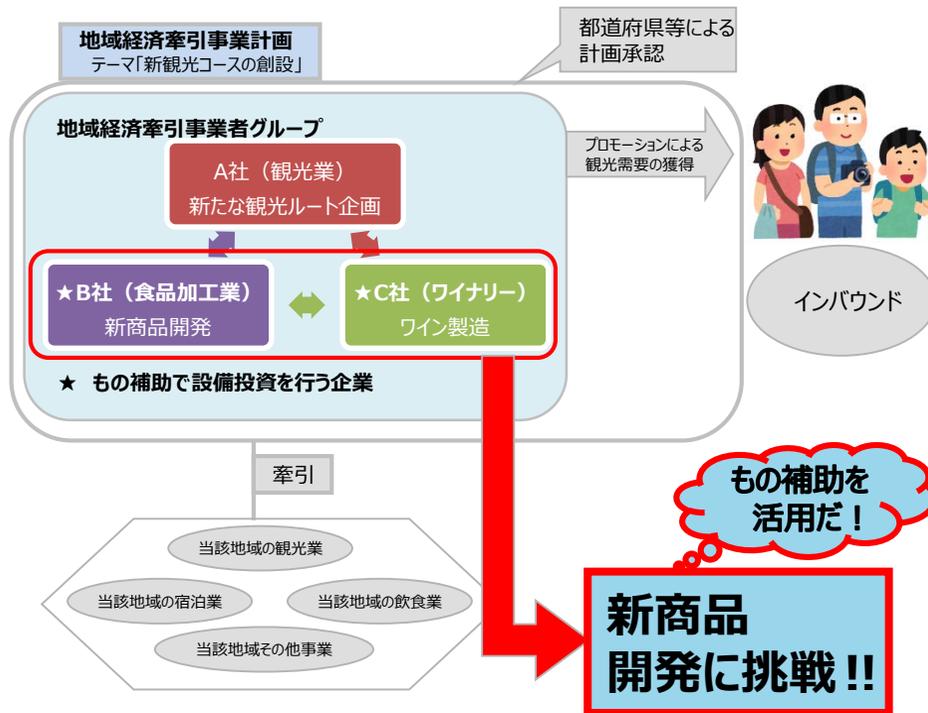
- ものづくり中小企業が連携し、顧客の引き合い情報・作業進捗・設計情報(CAD/CAMデータ)を共有し、顧客に対して迅速に見積り・納期を通知するシステムを構築。
- 突発的なトラブルへの対応や作業進捗の「見える化」、設計時間の短縮が可能となることで、顧客の引き合い増加及びコスト圧縮。



【参考】ものづくり補助金（地域経済牽引型）で想定される取組例

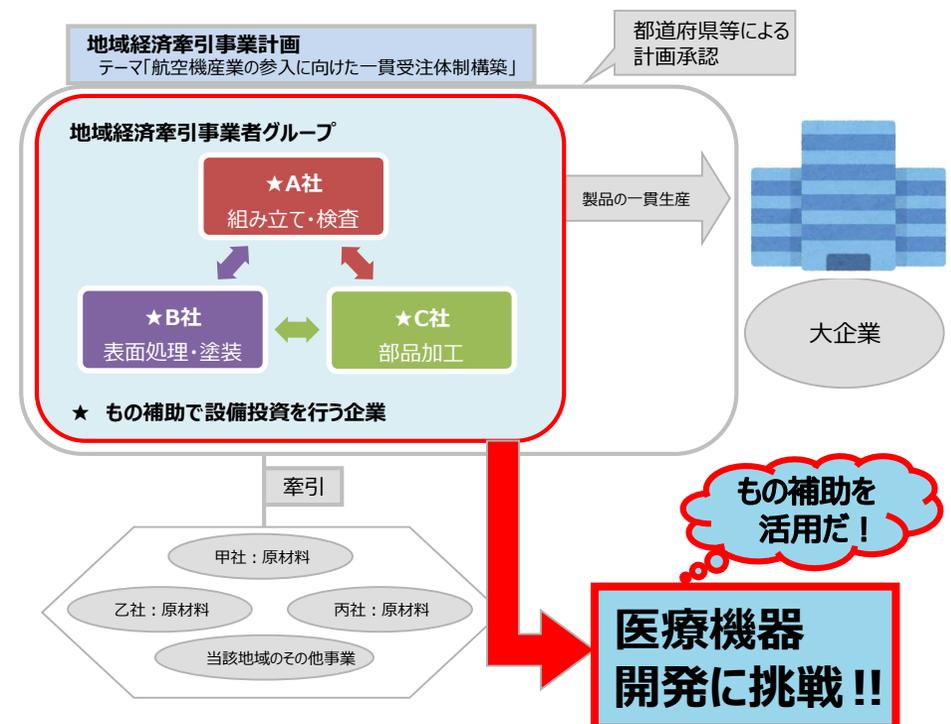
新商品開発と製造促進

- **A社(観光業)B社(食品加工業)C社(ワイナリー)グループ**が作成した計画「地域の特産品を売りとした新しい観光コース創設」は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画として都道府県等に承認された。
- **B社とC社**は、地域の特性を生かした新商品開発を考えていた。そこで、2社連携で新たな地元特産品を活用した商品開発と製造推進を図る計画をし、**B社が「特殊食品加工機」、C社が「ぶどう自動搾り器」**を補助対象としてものづくり補助金に応募申請。



技術の応用による新分野進出

- 精密機器製造技術を持つ企業**A~C社グループ**が作成した計画「航空機産業の参入に向けた一貫受注体制構築」は、地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画として都道府県等に承認された。
- **A~C社グループ**は、上記各社の精密部品製造力を連携させることで国産医療機器開発による新分野進出の可能性があったことがわかった。そこで、**A~C社グループで高付加価値の医療機器開発への挑戦の計画を策定し、**ものづくり補助金に応募申請。



IT導入補助金のこれまでの実績

- IT導入補助金については、補助額・補助率の条件を変更しつつ、今回3年目を迎える。
- 人口規模に応じた採択実績となっており、幅広い業種で利用されている。

<これまでの補助額・補助率・採択件数>

	補助額	補助率	採択件数
平成28年度補正	20万円～100万円	2/3	14,301件
平成29年度補正	15万円～ 50万円	1/2	62,901件

<平成29年度補正の採択実績>

所在地	採択件数	所在地	採択件数	所在地	採択件数	所在地	採択件数
北海道	1,906	東京都	10,942	滋賀県	738	香川県	1,377
青森県	290	神奈川県	3,162	京都府	1,777	愛媛県	582
岩手県	382	新潟県	895	大阪府	6,694	高知県	322
宮城県	937	富山県	563	兵庫県	2,689	福岡県	2,820
秋田県	181	石川県	648	奈良県	641	佐賀県	395
山形県	397	福井県	466	和歌山県	420	長崎県	486
福島県	519	山梨県	306	鳥取県	283	熊本県	1,167
茨城県	806	長野県	849	島根県	291	大分県	599
栃木県	648	岐阜県	1,089	岡山県	1,168	宮崎県	400
群馬県	815	静岡県	1,463	広島県	1,256	鹿児島県	753
埼玉県	2,371	愛知県	4,108	山口県	549	沖縄県	625
千葉県	1,803	三重県	759	徳島県	564	総計	62,901

<平成29年度の業種別の採択件数>

業種	採択数
農業、林業等	498
建設業	10,455
製造業	6,580
運輸業、郵便業	1,136
卸売業、小売業	11,372
不動産業、物品賃貸業	3,254
宿泊業、飲食サービス業	4,166
医療業	3,706
社会保険・社会福祉・介護	2,165
その他（学術研究等）	19,569

中小企業生産性革命推進事業におけるIT導入補助金の位置づけ

- 平成30年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業(1100億円)」として、ものづくり補助金、持続化補助金と連携し、中小事業者のIT化を一体的に推進。
- IT導入補助金については、平成30年度補正では、多機能・多様なITツールに対応できるように補助額を増額し、持続化補助金と重複を整理。より業務プロセスやバックオフィス業務を中心としたIT化を促進。

事業スケールアップのため
「革新的」な投資が必要

簡易な電子ツール
(HP、会計・決済)
が既に導入されている

まだIT化されていない

※IT化への取り組み状況へのイメージです。
応募に際しての要件とは異なります。

ものづくり補助金

- 革新的サービス開発・試作品開発・生産性プロセスの改善を行うために、開発を伴うITツールの導入に活用できます。
- 補助額：100万円～1,000万円 補助率 最大 2/3
- 新製品開発のための製造機器購入やシステム構築費

IT導入補助金（100億円）

- 日々のルーティン業務を効率化させるITツールや情報を一元管理するクラウドシステム等、汎用的なITツールの導入に活用できます。
- **補助額：40万～450万円 補助率 1/2**
- 業務フローの自動化・IT化として、RPA、受発注などのバックオフィスツールをより一体的に活用

小規模事業者持続化補助金

※小規模事業者
従業員20人以下、商業・サービス業は5人以下

- 販路開拓・新規顧客の獲得による生産性向上
- 補助額…～50万円※共同申請可(補助上限×事業者数) 補助率2/3
- HP作成、決済・会計ツール、外国人対応ツール(翻訳ツール)など

※申請を検討される方は、お近くの商工会議所・商工会にご相談・お問い合わせください。

IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）

自社の課題・ニーズに合わせて

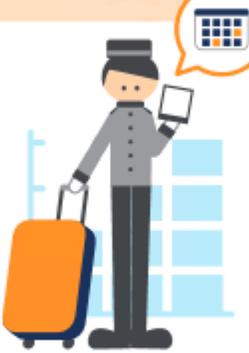
様々な業種・組織形態の方にご活用いただけます！



卸・小売

**定型業務の自動化
ツール(RPA)を導入**

個別のExcelで管理していた受発注管理や在庫管理、売上管理の連携を自動化。各管理帳簿間での転記、転記ミスの修正がなくなり、業務時間削減！



宿泊

**宿泊予約サイト
一元管理システムを導入**

宿泊予約サイトへの情報更新を一元管理！業務時間が削減され、顧客対応への注力が可能に。



保育・介護

**情報共有・連絡
ツールを導入**

帳票・書類作成をIT化。書類作成・提出までの時間が短縮。早番・遅番職員の情報共有も円滑に！



運輸

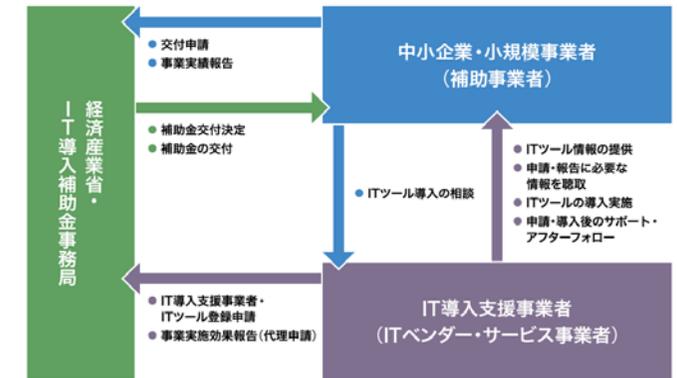
**車両管理
システムを導入**

効率的な配車を組み合わせることにより、従業員1人あたりの勤務時間短縮を実現！

● 補助対象経費
ソフトウェア費、導入関連費等
本補助金のホームページに公開されているITツールが補助金の対象です。ハードウェアは対象外です。

補助金の上限額・下限額・補助率

A類型	40万～150万円未満
B類型	150万～450万円
補助率	1/2以下



- ・ 中小企業・小規模事業者等の生産性向上を実現するため、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上（売上向上）に資するITツール導入支援を行います。
 （第一次公募）令和元年5月27日～6月12日（一部6月日）
 （第二次公募）令和元年7月中旬 開始予定

執行のスキーム（H30補正）

- 事務局は、ITベンダーをとりまとめるIT導入支援事業者を募集。IT導入支援事業者は、構成員となるITベンダーとともに、提供するITツール、アプリ等を連携させ、事務局に登録。
- IT導入支援事業者は、中小サービス事業者等の「事業パートナー」として、交付申請や実績報告を支援。事務局は、中小サービス等事業者に対して、直接、交付決定や補助金を交付。

<イメージ>

- ・連携するITベンダーを募集
 - ・提供するアプリ等の連携、とりまとめ
- ※IT導入支援事業者のみで提供できる場合は、単体でも可。

パッケージ化



- ・提供するITツール、アプリ等の登録
- ・利用実績や導入効果等の報告

IT導入支援事業者
(ITベンダーとりまとめ)

ITベンダ

ITベンダ

ITベンダ

- ・アプリ等の導入相談
- ・申請支援の依頼

- ・ITツール、アプリ等の情報提供、導入
- ・提供後のフォローアップ(利用方法のアドバイス、相談対応等)
- ・2022または2024年度までの事業者情報の収集

補助金
事務局

(一社) サービスデザイン推進協議会
<https://www.it-hojo.jp/>

補助金HP

・申請書の提出

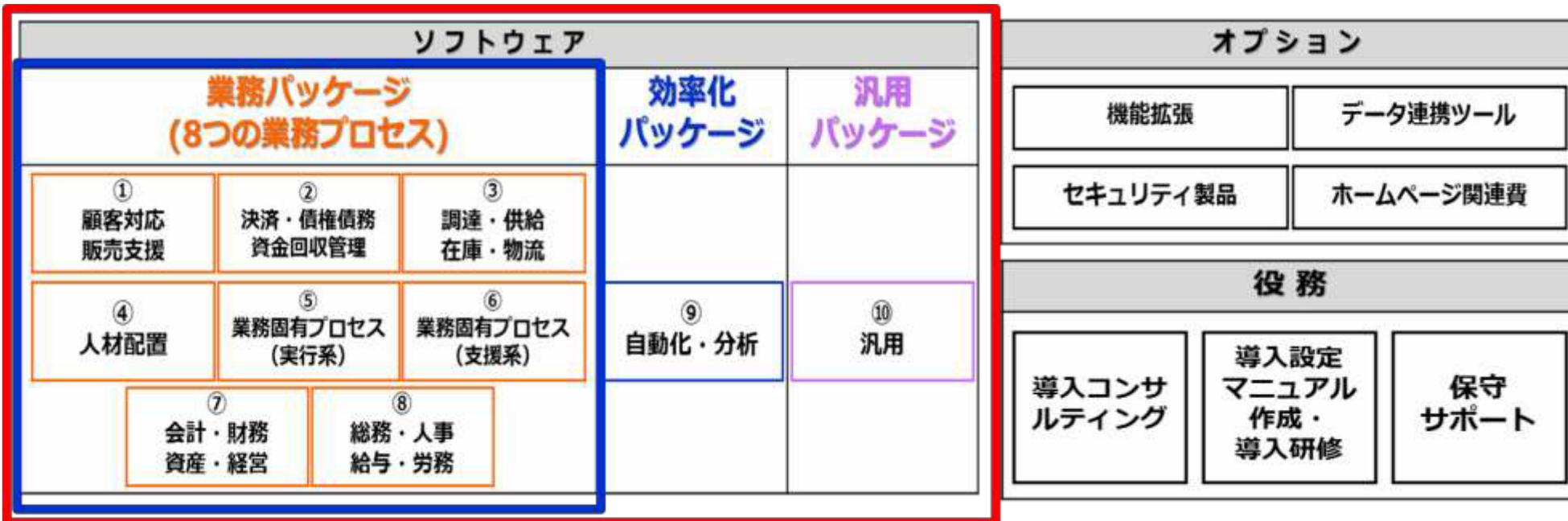
- ・補助金交付決定等
- ・補助金の交付

中小サービス等
事業者

IT導入支援事業者の
実績、ツールの効果等
を公表

ITツールの区分と申請条件について

- ITツールを3つの区分に整理。この区分のうち「ソフトウェア」のプロセスは必須、「オプション」・「役務」の機能は任意で組み合わせ、交付申請を行う。
- 今年度は申請補助金額によって、A類型とB類型に区分。
 - ・A類型(40万～150万未満)はソフトウェア(①～⑩)から2プロセス以上。
 - ・B類型(150万～450万)はソフトウェア(①～⑩)から5プロセス以上。
- ハードウェアの購入のみや、単なるホームページの制作費は、本補助金の対象外

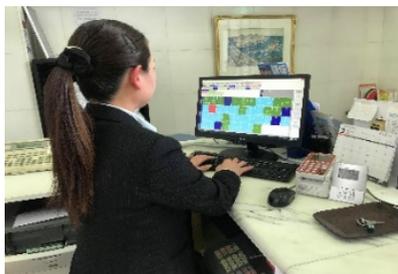


IT導入補助金2019のスケジュール・補助額・補助率

- 今年度は、補助上限額によって2類型を設定。2次公募については、A類型、B類型とも公募期間は同一。（1次公募は、補助額がより高額なB類型については、公募期間をA類型よりも長く設定）

公募期間 (2次公募)	A類型 B類型 とも	7月17日(水)～8月23日(金)17:00まで
採択(交付決定) 予定日	A類型 B類型 とも	9月6日(金)
補助上限額・ 下限額	A類型	上限額：150万円未満 下限額：40万円
	B類型	上限額：450万円 下限額：150万円以上
補助対象経費区分	ソフトウェア費、導入関連費	
補助率	1/2以内	

事業者名：有限会社ホテルヤツサ（広島県三原市）



部屋割り表を1画面で簡単に操作。

事業内容

・手書きで行っていた予約受付・管理業務にITツールを導入。Web予約とも連動した予約内容のシステム管理と一日の売上げ情報集計の自動化を実現。

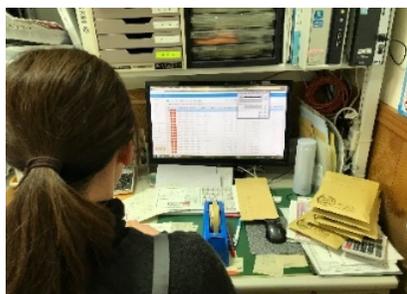
導入による効果

- ・90時間/月の予約受付・管理業務を削減。
- ・サービス向上によって、宿泊者からの評価が上昇。

活用者の声（取締役社長 亀井志津子）

・IT導入により削減できた時間を社内サービスマニュアル作成やホテル周辺の飲食店MAPの作成等サービスカイゼンに充てました。その結果、宿泊情報サイトにおける利用者評価が上昇しました。

事業者名：有限会社まるみ麴本店（岡山県総社市）



全ての販売情報を一覧で確認。

事業内容

・クラウド型の販売管理システムを導入。ネット販売・電子メール・電話等での販売管理データのクラウド一元管理と注文受付時の製造指示書の自動作成を実現。

導入による効果

- ・販売管理データのクラウド管理により、平成30年7月豪雨被災時の早期復旧を実現。
- ・製造指示書の自動作成により、生産性の向上を実現。

活用者の声（代表取締役 山辺啓三）

・平成30年7月豪雨時の河川氾濫による浸水で、社内サーバーも故障しましたが、クラウド管理により、顧客データを早期に復旧させることができ、被災からわずか10日後に営業を再開させることができました。

消費税税率引上げ・軽減税率対策

- 軽減税率の実施に向けて中小企業向けの支援を抜本的に強化

1. 「レジ・システム補助金（軽減税率対策補助金）」による支援

- H28.4以降、軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、**複数税率対応レジの導入**や**受発注システムの改修**等を行うことを支援（「レジ・システム補助金（軽減税率対策補助金）」による支援）
- 今般、H30年度補正予算により、**予算を大幅に積増し**
→**約561億円**を積み増し、**基金総額1,000億円超（1,094億円）**を確保
- レジ導入等に関する**全国の中小企業・小規模事業者の声**を踏まえ、**制度を大幅拡充**
 - i) **補助対象を拡大**（**請求書管理システム等**（※）を補助の対象に追加）
（※）新たな補助対象：①**請求書管理システムの開発・導入**、②**商品マスタの更新**、③**券売機の導入**
 - ii) **補助率を引上げ**（**2/3 → 3/4**）
 - iii) **補助対象事業者を拡大**（小売事業者に加えて**旅館・ホテル等**の対象を拡大）
（注）i)については、2月6日から、ii)及びiii)については、1月1日から実施

2. 中小・小規模事業者への周知広報と相談対応

- 全国の商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携しつつ、**パンフレット、メディアを通じた広報**や**講習会・フォーラム開催**による周知広報、**相談窓口の設置・専門家派遣**による個別支援等により、軽減税率制度に対する事業者の認知・理解を深める支援をきめ細かく実施
- 今般、H30年補正予算で**支援を充実強化**（19.4億円→**約50億円**）

- 軽減税率対策補助金への関心が高まっている

1. 申請件数の動向

- 軽減税率対策補助金は、平成31年4月末時点で、約10万件の申請を受け付けたところ。
- 今後、軽減税率制度が実施される令和元年10月に向け、さらに対応を加速させることを目指す。

2. 問い合わせ窓口への相談

- 補助金事務局では、問い合わせ窓口を設けて事業者からの相談にお答えしている。
- 昨年まで、おおむね毎月約3～4千件の電話相談があったところ。
- 本年に入って急激に増加し、1月は約7千件、2月は約8千件、3月・4月は1万件と関心が高まっている。

消費税の軽減税率対応のためのレジ・システム補助金【第3版】



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である

2019年10月が 迫ってきました!!

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。

お問合せは以下の番号^(※)まで

0120-398-111 (通話料無料)

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する軽減税率対策補助金事務局になります。

複数税率



標準税率10%

軽減税率8%



POSレジ



レジ



モバイル
POSレジ

補助金の詳細は以下のURLをご覧ください。
<http://kzt-hojo.jp/>

QRコードは
こちら!



1 軽減税率対応レジの導入・改修の支援

💡ポイント チェックしよう!

- 今使っているレジが複数税率に対応しているかレジメーカー等に確認する。
- 2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請する。

● 軽減税率対応レジの導入等支援

対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等

補助率：原則 3/4

なお、3万円未満のレジ購入の場合 4/5

補助上限：レジ1台あたり 20 万円、券売機1台あたり20万円

なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス 20 万円で上限 40 万円

1 事業者あたり上限 200 万円

完了期限：2019年9月30日まで

2 受発注・請求書管理システムの改修等の支援

💡ポイント チェックしよう!

- システムの改修・入替の必要性についてシステムベンダー等に確認する。
- 補助金の交付申請は原則代理申請となる。

● 受発注システムの改修等支援

対象者：軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：原則 3/4

補助上限：1000万円(発注システム)、150万円(受注システム)

完了期限：2019年9月30日まで

システム会社に改修を依頼する場合は、2019年6月28日までに事前申請が必要

● 請求書管理システムの改修等支援

対象者：軽減税率制度の導入に伴い請求書管理システム^(※)の改修等を行う必要がある中小の卸売事業者、製造事業者等

(※区分記載請求書等保存方式に対応した請求書の発行を行うシステム)

補助率：原則 3/4

補助上限：150万円

完了期限：2019年9月30日まで

軽減税率対応の必要性を確認するリーフレット

(参考)



消費税の軽減税率制度開始とレジ補助金期限である

2019年10月が迫ってきました！！

軽減税率への対応が必要か、確認をしましょう！

○売る商品に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ **対応が必要です**

(売り先が消費税の仕入税額控除をするため、軽減税率制度に対応した請求書や領収書の発行が必要です)

○仕入・経費に軽減税率対象商品が含まれている

⇒ **対応が必要です**

(軽減税率制度に対応した領収書、請求書等の保存、区分経理した帳簿が必要です)

納品書に記載された
適用税率が正しいか確認



複数税率・軽減税率に対応した
レジへの買替え・改修



毎日の売上・仕入れを
適用税率別に区分して記帳



新しい記載ルールに則った
請求書や領収書の発行



たとえば、次のような場合は対応が必要です。

- Q. 自社は売上一千万円以下の免税事業者なので、消費税は無関係 ⇒ ×
A. 関係があります。自社は免税事業者でも、売り先が課税事業者であれば 新しい記載ルールに則った請求書や領収書の発行が求められる場合があります。
- Q. 食料品など軽減税率対象の商品しか扱っておらず、全てが8%のままで、レジの買換えも、設定の変更も必要が無い ⇒ ×
A. レジ設定の変更(「全商品が軽減税率対象」であると請求書・領収書に明示)や、変更が不可能な場合はレジ買換え(あるいは個別に手書き等での対応)も必要です。
- Q. 自社はサービス業・製造業で、軽減税率は気にする必要が無い ⇒ ×
A. 訪問客に提供する茶や菓子等、軽減税率対象商品を仕入れていませんか。その場合、軽減税率に対応した領収書等の保存と、帳簿の区分経理が必要です。

⇒ レジやシステムの改修・導入には国の支援があります。

レジ・システム補助金についてのお問い合わせは

軽減税率対策補助金事務局

0120-398-111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する回線になります。

軽減税率制度に関するご相談は

消費税軽減税率電話相談センター

0570-030-456

※国税庁が設置する回線になります。

キャッシュレス・消費者還元事業

平成31年度予算額 2,798億円（新規）

事業の内容

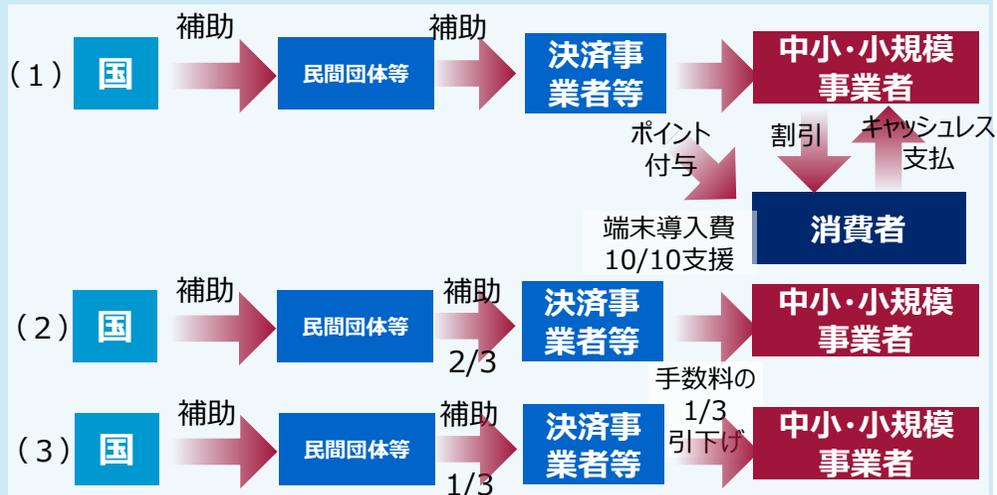
事業目的・概要

- 平成31年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援します。
- 本支援を実施することで中小・小規模事業者における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 消費者への還元

- 平成31年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、個別店舗については5%、フランチャイズチェーン加盟店等については2%を消費者に還元します。

①社会通念上不適切と考えられる者、②換金性の高い取引、③別途の需要平準化対策が講じられる取引、④一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者などを除き、幅広く中小・小規模事業者を対象とします。

- なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。
- 補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

(2) 決済端末等の導入補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担することを前提に、残りの2/3を国が補助します。

(3) 決済手数料の補助

- (1)の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を、期間中補助します。

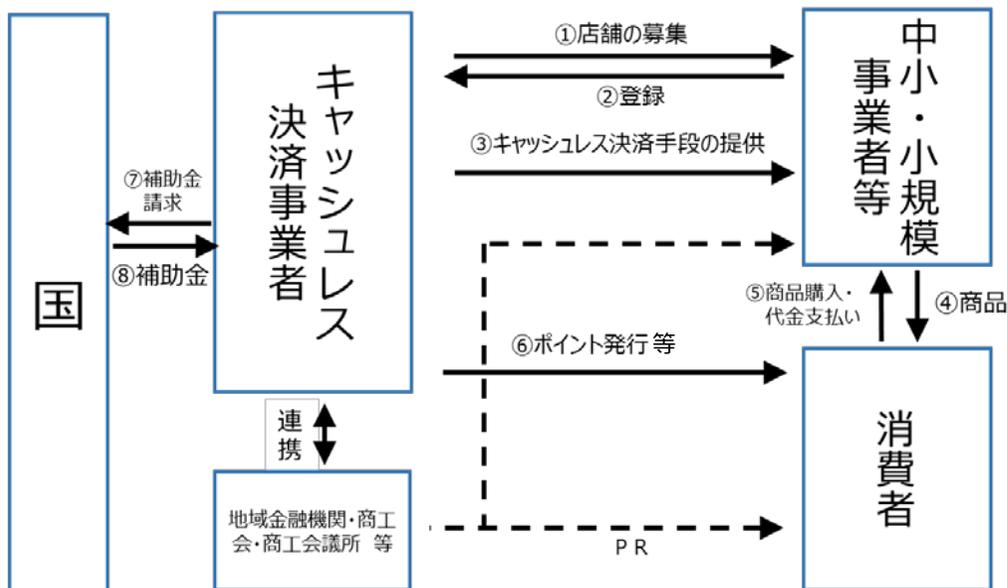
(4) キャッシュレス決済の周知・普及

- キャッシュレス決済は、中小・小規模事業者にとって、レジ締めの手間やコストが省けるなど生産性を高めることができ、消費者にとっても、ATMから現金を引き出す手間が省けるなどのメリットがあります。
- こうしたキャッシュレス化のメリットや本事業の内容を分かりやすく周知・普及します。

キャッシュレス・消費者還元事業の制度詳細

- 実施期間 : 2019年10月より9か月間（2020年6月まで）
- 条件 : 補助期間中、本制度を利用する中小・小規模事業者に対し、3. 25%以下の手数料率
- 支援内容 :
 - 中小・小規模事業者向け支援 ⇒ ①消費者還元率5%
 - 中小・小規模事業者向け支援 ⇒ ②端末費用2/3（1/3は決済事業者が負担）
 - 中小・小規模事業者向け支援 ⇒ ③手数料補助1/3
 - フランチャイズ等向け支援 ⇒ 消費者還元率2%
- 対象加盟店 : 一部の例外業種を除き、原則全ての業種が対象
- 対象決済手段 : クレジットカードのみならず、電子マネーやQRコード決済も対象

消費者還元の仕組み



キャッシュレス決済の例

主なサービス例	クレジットカード	QRコード	電子マネー
			 ※ポイント機能のある交通系ICカードも対象
特徴	後払い、与信機能	スマホで利用可能	利用金額を事前にチャージ
主な支払い方法	スライド式 読み込み式 タッチ式	カメラ読込 (QRコード) 提示 (QRコード)	タッチ式 (非接触)